

【様式】

令和4年度 燃料費計上額整理簿

議員名

藤縄喜和

領収書等番号：

A-1

[燃料費総支出額]

月日	支出額
4月3日	5,191 円
4月22日	3,822 円
5月16日	4,788 円
5月30日	4,394 円
6月11日	4,411 円
6月27日	4,698 円
7月11日	4,176 円
7月27日	3,440 円
8月16日	3,570 円
9月5日	3,910 円
10月11日	4,225 円
11月1日	4,250 円
11月16日	3,864 円
11月28日	4,368 円
12月9日	3,528 円

月日	支出額
12月19日	4,032 円
12月30日	3,998 円
1月10日	4,368 円
1月23日	4,200 円
2月1日	3,780 円
2月13日	4,368 円
2月24日	4,284 円
3月7日	4,200 円
3月18日	3,889 円
3月26日	2,000 円
3月29日	3,780 円
10月30日	2,900 円
	円
	円
合計(A)	108,434 円

[自家用自動車の総走行距離]

前年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）(B)	90 km
当年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）(C)	9,747 km
当年度の総走行距離 (D) [(C)-(B)]	9,657 km

[総走行距離から控除すべき走行距離]

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離 (E)	731 km
その他控除すべき走行距離 (F)	km
総走行距離から控除すべき走行距離 (G) [(E)+(F)]	731 km

[燃料費充当計算]

$(A) [108,434 \text{ 円}] \times \frac{(D) [9,657 \text{ km}] - (G) [731 \text{ km}]}{(D) [9,657 \text{ km}]}$
$\times \text{按分率} [1 / 2] = [50,112]$ <p style="text-align: center;">(上限1/2)</p>

- ※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。
- ※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。
- ※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。
- ※4 年度途中に自動車を変更した場合は別葉とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

A-1

藤縄喜和様

(〃)CALレンタカーに電気自動車 | 1なんと12時間¥2500~です(〃)



領収書

印紙

IDEMITSU

210104

智頭石油 株式会社
サウスステーション
鳥取県鳥取市富安1-88
TEL 0857-24-0452

売上 2022年 4月 3日 12:17
上 機手
現金フリー 00-210104-90001-0001-9

出光ゼアス P-7(内)
29.00L 8179.0 5191円
01200.00

合計 5,191円
(内、消費税等(10.00%) 472円)

釣銭 1万円: 4,809円
6千円: 809円

伝No: 14881 担当: 0251

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年04月22日 15:21

売上 エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
21.72L *

176円 ¥3,822
合計 ¥3,822
(消費税10%対象 ¥3,822
内消費税等 ¥347)

現金で決済上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
シートNo 6400-01 デ-9No9159-9161
012 2022/04/22

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年05月16日 14:23

売上 エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
28.00L *

171円 ¥4,788
合計 ¥4,788
(消費税10%対象 ¥4,788
内消費税等 ¥435)

現金で決済上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
シートNo 1843-01 デ-9No9993-9995
006 2022/05/16

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年05月30日 16:14

売上 エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-10
25.70L *

171円 ¥4,394
合計 ¥4,394
(消費税10%対象 ¥4,394
内消費税等 ¥399)

現金で決済上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
シートNo 4116-02 デ-9No7047-7049
006 2022/05/30

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年06月11日 18:36

売上 エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
25.80L *

171円 ¥4,411
合計 ¥4,411
(消費税10%対象 ¥4,411
内消費税等 ¥401)

現金で決済上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
シートNo 6008-01 デ-9No3036-3038
004 2022/06/11

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年06月27日 16:17

売上 エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-13
27.00L *

174円 ¥4,698
合計 ¥4,698
(消費税10%対象 ¥4,698
内消費税等 ¥427)

現金で決済上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
シートNo 0586-02 デ-9No0936-0938
010 2022/06/27

A-1

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年07月11日 15:40

売上
エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

24.00L

174円

P-04

*

¥4,176

合計

¥4,176

(消費税10%対象

¥4,176

内消費税等

¥380)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101

SS-820030

サイトNo 3009-01 デ-外No8426-8428

010

2022/07/11

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年07月27日 14:25

売上
エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

20.00L

172円

P-01

*

¥3,440

合計

¥3,440

(消費税10%対象

¥3,440

内消費税等

¥313)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101

SS-820030

サイトNo 5446-01 デ-外No5968-5970

004

2022/07/27

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年08月16日 15:41

売上
エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

21.00L

170円

P-13

*

¥3,570

合計

¥3,570

(消費税10%対象

¥3,570

内消費税等

¥325)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101

SS-820030

サイトNo 0773-02 デ-外No6435-6437

006

2022/08/16

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年09月05日 14:42

売上
エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

23.00L

170円

P-07

*

¥3,910

合計

¥3,910

(消費税10%対象

¥3,910

内消費税等

¥355)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101

SS-820030

サイトNo 3923-02 デ-外No6198-6200

010

2022/09/05

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年10月11日 15:30

売上
エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

25.00L

169円

P-13

*

¥4,225

合計

¥4,225

(消費税10%対象

¥4,225

内消費税等

¥384)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101

SS-820030

サイトNo 1280-02 デ-外No3168-3170

006

2022/10/11

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年11月01日 12:30

売上
エネオス キャッシュ 様 M

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

25.30L

168円

P-01

*

¥4,250

合計

¥4,250

(消費税10%対象

¥4,250

内消費税等

¥386)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101

SS-820030

サイトNo 4796-01 デ-外No4036-4038

004

2022/11/01

A-1

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年11月16日 14:45

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー

P-13

23.00L
168円 *
合計 ¥3,864
(消費税10%対象 ¥3,864
内消費税等 ¥351)

Tカード番号:XXXXXXXXXX

ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

ロットNo 5761-02 デ-外No4251-4253

010 2022/12/19

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年11月28日 14:46

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー

P-01

26.00L
168円 *
合計 ¥4,368
(消費税10%対象 ¥4,368
内消費税等 ¥397)

Tカード番号:XXXXXXXXXX

ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

ロットNo 3590-01 デ-外No6648-6650

010 2022/12/09

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年12月09日 12:22

売上
エネオス キャッシュ 様 M

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー

P-01

21.00L
168円 *
合計 ¥3,528
(消費税10%対象 ¥3,528
内消費税等 ¥321)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

ロットNo 3590-01 デ-外No6648-6650

010 2022/12/09

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年12月19日 12:25

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー

P-13

24.00L
168円 *
合計 ¥4,032
(消費税10%対象 ¥4,032
内消費税等 ¥367)

Tカード番号:XXXXXXXXXX

ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

ロットNo 5761-02 デ-外No4251-4253

010 2022/12/19

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2022年12月30日 09:24

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー

*P-01

23.80L
168円 *
合計 ¥3,998
(消費税10%対象 ¥3,998
内消費税等 ¥363)

Tカード番号:XXXXXXXXXX

ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

ロットNo 0222-01 デ-外No2578-2580

004 2022/12/30

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年01月10日 13:46

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー

P-01

26.00L
168円 *
合計 ¥4,368
(消費税10%対象 ¥4,368
内消費税等 ¥397)

Tカード番号:XXXXXXXXXX

ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

鳥取県 鳥取市片原3丁目101

TEL:0857-23-1101 SS-820030

ロットNo 1531-01 デ-外No7087-7089

006 2023/01/10

A-1

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年01月23日 17:02

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-01
25.00L *

168円 ¥4,200
合計 ¥4,200
(消費税10%対象 ¥4,200
内消費税等 ¥382)

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX
ポイント: 基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
サイトNo 4104-01 データNo5811-5813
006 2023/01/23

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年02月01日 15:25

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-01
22.50L *

168円 ¥3,780
合計 ¥3,780
(消費税10%対象 ¥3,780
内消費税等 ¥344)

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX
ポイント: 基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年02月13日 12:46

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-01
26.00L *

168円 ¥4,368
合計 ¥4,368
(消費税10%対象 ¥4,368
内消費税等 ¥397)

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX
ポイント: 基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
サイトNo 7893-01 データNo8415-8417
010 2023/02/13

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年02月24日 17:37

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-13
25.50L *

168円 ¥4,284
合計 ¥4,284
(消費税10%対象 ¥4,284
内消費税等 ¥389)

Tカード番号: XXXXXXXXXXXX
ポイント: 基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
サイトNo 2119-02 データNo5820-5822
010 2023/02/24

A-1

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年03月07日 09:19

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-04
25.00L *

168円 ¥4,200
合計 ¥4,200
(消費税10%対象 ¥4,200
内消費税等 ¥382)

Tカード番号:XXXXXXXXXXXX
ポイント:基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
ロットNo 3928-01 データNo2017-2019
010 2023/03/07

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年03月18日 17:23

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-13
23.15L *

168円 ¥3,889
合計 ¥3,889
(消費税10%対象 ¥3,889
内消費税等 ¥354)

Tカード番号:XXXXXXXXXXXX
ポイント:基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
ロットNo 6049-02 データNo9322-9324
010 2023/03/18

藤縄喜和様

ENEOS

納品書(領収書)

2023年03月29日 15:11

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-13
22.50L *

168円 ¥3,780
合計 ¥3,780
(消費税10%対象 ¥3,780
内消費税等 ¥344)

Tカード番号:XXXXXXXXXXXX
ポイント:基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 トリセキ 智頭街道SS
鳥取県 鳥取市片原3丁目101
TEL:0857-23-1101 SS-820030
ロットNo 7971-02 データNo5934-5936
008 2023/03/29

藤縄喜和様



有限会社

上林産業

納品書(領収書)

有限会社上林産業

湖山バイパスSS
鳥取市湖山町5丁目325
TEL:0857-28-0800 SS-68701

2023年03月26日 19:11 伝票No.4469
通番1803

0-68701-9401 様 *
お買上 現金

0200
レギュラー P07 ¥2000
数量 12.27(L)
単価 @163

合計 ¥2,000
(内消費税10%(対象 ¥2000) ¥182)
お預り ¥2,000
お釣り ¥0

2767-2767 03 2023/03/26
上記にて領収書に替えさせていただきます。

A-1

【ガソリン代について】

5,800円のうち、以下のとおり利用者が負担。

- ・藤縄喜和議員が2,900円を負担
- ・松田正議員が2,900円を負担



※内品書 (令真収書)

売上
(株) J A いなほ燃料センター
用瀬 S S
鳥取市用瀬町鷹狩729-1
TEL:0858-87-3250 SS:6000108901
2022/10/30(日)18:26

XXXXXXXXXXXX
クレジットカード(VISA)
区分 16 初 OK
No.1728 P-07
レギュラーガソリン
34.94L/l @166.0 ¥5800

合計 ¥5,800
(内消費税等 ¥527)

承認No.9917431
端末処理通番 10871
支払方法一括払い
端末識別番号 7734810211239 IC

バッテリーの点検はいかがですか。
最新テスターで無料診断致します。
お気軽にスタッフまで。0^/^

係員: - 10- No.8400 01

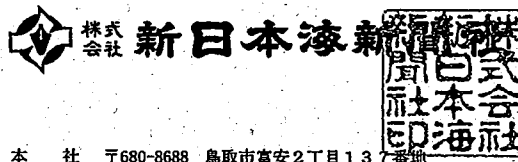
A-2 令和4年4月～12月(9ヶ月分) ¥41,250

No. 20220100001464-001

領 収 証

請求月日
2022/01/31

〒 680-0941 (顧客番号 [REDACTED])



鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和 様
TEL 0857-28-2795

本 社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地 TEL0857-21-2887

ご請求額内訳			
10月分以前	11月分	12月分	01月分
0	0	0	55,000

当月ご請求額
55,000

領収月日 2022年3月9日

※金額を訂正した
もの、社印及び
係印のないもの
は、無効としま
す。
不許複製

入金内訳	現金	1							
	小切手	2							
	振込	3							
	手形	4							
	相殺	5							

下記の通り領収致しました。

領収額 ¥55,000
値引額

取扱者
[REDACTED]



但し日本海政経研協会年費

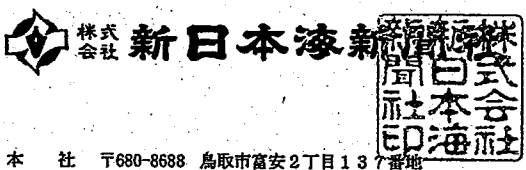
A-3 令和5年1月～3月(3ヶ月分) ¥13,750

No. 20230100001363-001

領 収 証

請求月日
2023/01/31

〒 680-0941 (顧客番号 [REDACTED])



鳥取市湖山町北4-812

藤縄喜和 様
TEL 0857-28-2795

本 社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地 TEL0857-21-2887

ご請求額内訳			
10月分以前	11月分	12月分	01月分
0	0	0	55,000

当月ご請求額
55,000

領収月日 2023年2月22日

※金額を訂正した
もの、社印及び
係印のないもの
は、無効としま
す。
不許複製

入金内訳	現金	1							
	小切手	2							
	振込	3							
	手形	4							
	相殺	5							

下記の通り領収致しました。

領収額 ¥55,000
値引額

取扱者
[REDACTED]



但し

2021年12月吉日

会員各位

日本海政経懇話会
代表世話人 吉岡利固

「日本海政経懇話会 2022年」会員継続のご案内

謹啓

平素は日本海政経懇話会並びに日本海新聞に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。日本海政経懇話会は、会員皆さまの経済・社会活動や地域づくりの一助となるよう2022年も引き続き日本を代表する論客や著名人などの魅力ある講師を招く予定です。

上半期は、ジャーナリストの池上彰氏、評論家でジャーナリストの田原総一郎氏、渋沢栄一の子孫で実業家の渋沢健氏などを予定しています。ご期待ください。

【2022年上半期の予定講師】



池上彰氏

【2月例会】



渋沢 健氏

【3月例会】



田原総一郎氏

【4月例会】

つきましては2022年も会員の継続を心よりお願い申し上げます。

年会費50,000円（消費税込55,000円）です。

なお、2022年1月17日(月)時点で退会のお申し出がない場合は、本会規約に沿って自動継続といたしますので、あらかじめご了承ください。

コロナ禍で厳しい状況が続いておりますが、日本海政経懇話会並びに日本海新聞をご愛顧いただければ幸いです。

謹白

【お願い】

2022年2月中下旬の日本海新聞紙面で会員の皆さまの氏名と所属を掲載します（掲載不要希望者除く）。肩書等に変更がある場合は来年1月28日（金）までに同封の変更届（はがき）をご返信ください。連絡がない場合は現行の会員名簿に準拠して掲載します。

＜日本海政経懇話会事務局＞
新日本海新聞社ビジネス支援課内
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137
Tel0857-21-2885 fax0857-21-2891
Eメール：seikeikn@nnn.co.jp

A-4

上限 20,000円/月

2	04-05-06	200	*98,340	MMC7ファイナンス
12	04-06-06	200	*49,170	MMC7ファイナンス
1	04-07-04	200	*49,170	MMC7ファイナンス
12	04-08-04	200	*49,170	MMC7ファイナンス
5	04-09-05	200	*49,170	MMC7ファイナンス
16	04-10-04	200	*49,170	MMC7ファイナンス
4	04-11-04	200	*49,170	MMC7ファイナンス
15	04-12-05	200	*49,170	MMC7ファイナンス
5	05-01-04	200	*49,170	MMC7ファイナンス
16	05-02-06	200	*49,170	MMC7ファイナンス
7	05-03-06	200	*49,170	MMC7ファイナンス

680-0941
鳥取県鳥取市
湖山町北4-812

お支払予定表(兼請求書)

作成日 2022年 3月 15日
〒108-8407
東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車ファイナンス株式会社



藤縄 喜和 様

法人業務部



TEL 0120-601-152

A-4

お客様番号	[REDACTED]
契約番号	リース [REDACTED]
物件名	鳥取 500V 6594 三菱デリカD:2
契約日	2021年 10月 11日
契約期間	2022年 3月 14日から 2027年 3月 13日まで 60ヵ月

車台番号 MB37S-102797

ご請求先番号	[REDACTED]
お支払方法	口座振替
請求書到着予定日	*****
引落	金融機関 [REDACTED] 支店 [REDACTED] 口座 [REDACTED] 預金 [REDACTED]

ご契約金額	2,682,000	消費税額等総額	268,200
ご請求金額	リース料等総額	内 前払リース料	内 頭金
内訳	2,682,000	0	0

お支払回数	お支払予定日	リース料等(1)	消費税額等(2)	消費税率	お支払金額(1+2)	リース料等残高	摘要
1	22 5 6	44700	4470	10.0	49170	2637300	
2	22 5 6	44700	4470	10.0	49170	2592600	
3	22 6 6	44700	4470	10.0	49170	2547900	
4	22 7 4	44700	4470	10.0	49170	2503200	
5	22 8 4	44700	4470	10.0	49170	2458500	
6	22 9 5	44700	4470	10.0	49170	2413800	
7	22 10 4	44700	4470	10.0	49170	2369100	
8	22 11 4	44700	4470	10.0	49170	2324400	
9	22 12 5	44700	4470	10.0	49170	2279700	
10	23 1 4	44700	4470	10.0	49170	2235000	
11	23 2 6	44700	4470	10.0	49170	2190300	
12	23 3 6	44700	4470	10.0	49170	2145600	
13	23 4 4	44700	4470	10.0	49170	2100900	
14	23 5 8	44700	4470	10.0	49170	2056200	
15	23 6 5	44700	4470	10.0	49170	2011500	
16	23 7 4	44700	4470	10.0	49170	1966800	
17	23 8 4	44700	4470	10.0	49170	1922100	
18	23 9 4	44700	4470	10.0	49170	1877400	
19	23 10 4	44700	4470	10.0	49170	1832700	
20	23 11 6	44700	4470	10.0	49170	1788000	
21	23 12 4	44700	4470	10.0	49170	1743300	
22	24 1 4	44700	4470	10.0	49170	1698600	
23	24 2 5	44700	4470	10.0	49170	1653900	
24	24 3 4	44700	4470	10.0	49170	1609200	
合計							裏面に続

(説明とお願い)

- 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
- 消費税額等は、現行の税率により計算されております。今後、上記契約のリース料に適用される税率が変更された場合、変更後の税率によって計算された消費税額等の金額をお支払いいただきます。
- 「ご請求先番号」は、お客様の請求先住所・会社名・担当部署を示す固有番号です。
- 「お支払方法」と異なる場合につきましては、摘要欄にお支払頂く方法を明示しております。
- ご不明な点は、上記部署までご連絡下さい。

自動車リース契約書 (メンテナンス)

契約日 令和 3 年 10 月 11 日

賃借人 (乙)

住所 鳥取県鳥取市湖山町北
4丁目812

氏名

藤 縄 喜 和

賃貸人 (甲)

住所 東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車ファイナンス株式会社

氏名

法人業務部長 岸野 弘幸

連帯保証人

住所

氏名

上記の者は下記「契約条項」に同意の上契約します。乙及び連帯保証人は別途提示する「個人情報の取り扱いに関する同意条項」をあわせて承諾します。
この契約の成立を証するため本頁を当事者数作成し、甲、乙、連帯保証人が各1通を保有します。

契約条項

1条 (リース契約) 1. 甲は、この契約の定めるところにより、別表②記載の売主(以下、「売主」という。)から、乙が選定した別表①記載のリース自動車(以下、「自動車」という。)を買受けて乙にリース(貸渡)し、乙はこれを借り受けます。2. 甲及び乙は、この契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の法令を遵守します。3. 甲及び乙は、自動車に係る自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書その他の官公庁発行の書面(以下、「自動車検査証等」という。))上の所有者を甲、使用者を乙とします。なお、乙は、自動車の使用者に課せられる法令上の一切の責任を負います。4. この契約は、この契約及び消費者契約法に定める場合を除き、第4条のリース期間の途中で解除又は解約はできません。5. 乙は、この契約の締結に犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用がある場合、同法に基づき取引履歴等に直ちに及び、かつ、この契約に関して取引の任に当たる乙の役員又は従業員等(以下、「取引担当者」という。)に及ぼさず、甲は、乙又は取引担当者が当該履歴等に及ぼす場合、同法に基づき、この契約に基づき甲の義務の履行を拒むことができ、これについて乙に対し何らの責任も負いません。

2条 (自動車の引渡し) 1. 甲は、自ら又は甲の指定する者を介して乙に自動車を納入し、乙は、自動車が納入されたときから次に定める引渡しの完了のときまで善良な管理者の注意をもって乙の負担で車両に車を保管します。2. 乙は、自動車を納入された後、直ちにこれを点検し、自動車の種類、品質及び数量(規格、仕様、色、その他自動車につき乙が必要とする一切の事項を含む。以下、これを総称して「自動車の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認の上、検収完了日を記載したリース自動車検収完了証を甲に交付します。乙が甲に対してこのリース自動車検収完了証を交付したことをもって、記載した検収完了日に甲から乙への自動車の引渡しが完了したものとします。3. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令、区分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、売主による納入の遅延・不能、その他甲の責に帰し得ない事由により自動車の納入若しくは引渡しの完了が遅延又は不能になったときは、甲は一切の責を負いません。4. 乙が正当な理由なく甲若しくは甲の指定する者による自動車の納入を拒み又は乙の責に帰すべき事由により甲若しくは甲の指定する者が自動車を納入することができない場合、又は正当な理由なく納入後に乙がリース自動車検収完了証を甲に交付しない場合、自動車の引渡しが完了しない場合、甲は、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することができるものとします。第2条第3項又は第4項を準用します。また、甲が売主から損害賠償等の請求を受けたときは、乙は、乙の責任を負担し、甲との間で解決します。甲が売主との間で直接解決した場合には、甲が売主に対して支払った金額及び解決に要した費用等(弁護士費用を含む。)につき、乙が一切負担します。

3条 (自動車の使用・保管) 1. 乙は、前条による自動車の引渡しが完了したときから甲に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって、自動車の登録等申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を通常の用法に従って使用・保管し、使用・保管に際しては、法令の定め、官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及びメンテナンスノート(整備手帳)等の指示を遵守します。2. 乙は、自動車が常時正常な使用状態及び充分な機能状態を保持するよう、点検、整備を行い、自動車が故障等を受けたときは、自動車の異常等が生じたときは、その原因及び程度の如何を問わず修理等を行い、その費用(保守、点検、整備等に要する費用を含む。)については、全て乙が負担(リース料に含まれるものを除く。)します。3. 乙は、自動車に別表③記載の違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、没収等の諸費用を負担します。甲が警察等から自動車の放置駐車違反の連絡を受けたとき、その旨を乙に通知した場合は同様とします。4. 乙は、自動車が警察の職務で移動された場合には、甲又は甲の委託を受けた者が自動車を警察から引き取る場合があることを異議なく承諾します。5. 乙が自動車に違法駐車したことに基づき、甲又は甲の委託により自動車を保管若しくは移動した者が道路交通法の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合は、甲が乙に通知した旨に異議なく承諾し、乙は甲に対して放置違反金相当額及び甲が負担した費用について賠償する責任を負い、直ちにこれらの金額を支払います。

4条 (リース期間) 1. リース期間は別表③記載の通りとします。2. 前項のリース期間の開始日は自動車の登録日とします。ただし、リース期間の開始日としてリース自動車検収完了証に記載の日と異なる日が記載されているときは、当該日をリース期間の開始日とします。3. 前二項の規定にかかわらず、自動車検査証等の有効期間がリース期間終了前に終了し、かつ、その終了日がリース期間終了日から起って1ヶ月以内であるときは、自動車検査証等の有効期間の終了日をも

ってリース期間は終了します。

5条 (リース料及び支払方法) 1. リース料は、別表④記載の通りとし、リース料に含まれる費用は別表⑤に○印の付された項目(以下、「リース料に含まれる費用」という。)とします。2. 乙は、別表④記載の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)相当額をリース料に付加して甲に支払います。3. リース料の支払方法及び支払日は、それぞれ別表④記載の通りとします。4. 乙は、リース期間中、事由の如何を問わず、自動車を使用しない期間があっても、甲に対するリース料等の支払を免れません。5. 前条第3項の事由により、リース期間が別表④記載の期間より短くなった場合でも、乙は、別表④記載の期間をリース料支払期間として、その期間中リース料を支払います。

6条 (一時払リース料) 1. 別表⑤に一時払リース料が記載されている場合は、乙は甲に対して、一時払リース料及び消費税等を同表記載の支払日に支払います。2. 一時払リース料は、リース月数で均等に除した1ヶ月分相当額が、各月のリース料の一部に充当されるものとします。なお、別表④記載のリース料月額は、各月に充当される一時払リース料を含まない額とし、リース料総額は一時払リース料を含む額とします。3. 乙が第18条の規定が適用されるときは乙が第21条各号の一つにでも該当したときは、甲は、前項の規定にかかわらず、一時払リース料を任意にこの契約に基づく乙の甲に対する債務の全部又は一部に充当することができるものとします。

7条 (自動車の登録等) 1. 乙は、甲が国土交通省、一般財団法人自動車検査者登録情報協会又は一般社団法人全国自動車協会連合会等から自動車の登録等の情報(検査登録情報含む。)の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、あらかじめ異議なく承諾します。2. 甲において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づき自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合、乙は、甲がこれらの変更登録・移転登録を行うこと及び乙を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続を行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続に関連して乙にて対応する事項がある場合には、乙は協力します。3. 乙は、第8条第3項に定める甲の承諾を得て自動車の用途その他の自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令の定めに従い、速やかに自動車検査証記入申請等の手続を行います。また、変更登録が必要な場合には、変更登録を行い又は甲が行う手続に協力するとともに、変更登録に係る費用を負担します。

8条 (禁止行為等) 1. 乙は、この契約に基づき甲に対して負担する債務と、甲又はその承継人に対して有する債権とを相殺することはできません。2. 乙は、自動車を第三者に譲渡又は担保に差し入れる等、甲の所有権を侵害するような行為をしないことを誓約します。3. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできません。①自動車の改造、加工、塗装替え、自動車に特別仕様の部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること。②自動車検査証等の記載事項を変更し、若しくは自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。③自動車を第三者に転貸すること。④自動車の占有を移転すること。⑤この契約に基づく乙の権利又は地位を第三者に譲渡すること。4. 乙は、日本国内での自動車を所有し、日本国外に自動車を持ち出すことはできません。5. 甲が、書面により乙の所有権を認めない場合を除き、自動車を保有する目的は、甲の所有権は、全て無償で甲に帰属し、第3者が自動車について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約書、自動車検査証等を提示し、自動車甲の所有であることと主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知し、甲の指示に従います。7. 甲が、この契約に定める甲の権利を保全するため必要な措置をとったときは、乙は甲の支払った全ての費用(口座振替手数料、催告費用、自動車引取費用、訴訟、保全費用及びその弁護士費用並びに処分可能となるまでの保管費用等)を負担します。

9条 (自動車の点検等) 1. 甲又は甲の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り又は説明、資料の提供等の申し入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。2. 甲から自動車甲の所有権を有する旨の表示、標識等を貼付するよう申し入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じ、リース期間中もこれを維持します。

10条 (通知・報告事項) 1. 乙は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを甲に通知します。①自動車の使用・保管に起因する人的又は物的損害が生じたとき。②詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき。③自動車が滅失、毀損、損傷等が生じたとき。④乙の名称、住所、自動車の使用の本拠の位置又は保管場所を変更したとき。⑤この契約の締結に犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用がある場合において、同法に基づき乙又は取引担当

者が甲に申告した事項に変更があったとき、乙及び連帯保証人は、乙又は連帯保証人について次の各号の一つに該当するときは、その旨を直ちに書面により甲に通知します。①住所、代表者、氏名、名称、商号、合併及び会社分割等による組織の変更、又は経営、事業の内容に重要な変更があったとき、②第11条第2号から第9号に定める事由が発生し、又はそのおそれがあるとき、③乙は、甲の申入れがあったときは、定期的に又はその都度、毎決算期の計算書類等、その他甲の指定する事項の状況に関する資料及び自動車の使用・保管の状況等に関する資料を、甲に提出し説明します。

第11条(自動車保険) 1. この契約に関する自動車保険の取扱いについては次の各号の通りとします。①甲又は乙は、自賠責保険の他に、乙が負担すべき第17条及び第18条の損害を補償するため、第3号又は第4号の規定に従い、リース期間を充足する自動車保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。②前号で締結する自動車保険のうち、車両保険については、甲又は乙を被保険者とし、③甲は、リース料に自動車保険料が含まれている場合は、別表⑩記載の自動車保険契約を締結し、④乙は、リース料に自動車保険料が含まれていない場合は、自らの責任において自動車保険契約を締結し、当該自動車保険契約の締結について甲は甲に責任を負いません。また、乙は甲の求めがあった場合は保険証券の写しを直ちに甲に提出します。⑤第3号及び第4号の自動車保険契約により補償されない損害については、第17条又は第18条の規定に基づき一切を乙が負担します。⑥第3号及び第4号の自動車保険契約に免責額が定められている場合は、乙がその免責額を負担します。⑦リース料に自動車保険料が含まれている場合において、甲が乙の申出を受け、保険会社の承認、又は自動車保険の契約内容の変更手続を行ったときは、それに伴い生じたリース契約締結時点での自動車保険料と変更後の自動車保険料との差額分相当額を甲は乙に請求することができ、乙は甲から取り求められた差額分相当額を甲に支払います。2. 自動車保険契約に関する取り決めは、保険会社の約款及び取扱規定等に準じます。

第12条(自動車品質等の不適合) 1. 自動車の品質等がこの契約の内容に適合しない場合、又は自動車の選択、決定に際して乙に提供された資料においても、甲は一切の責任を負いません。2. 自動車の品質等がこの契約に適合しない場合、乙は赤主に対して直轄請求を行い、赤主との間で解決します。ただし、係る請求は、自動車に対して直轄に限定されることがあり、及び赤主の履行能力を担保するものではないことを、乙は免責なく承諾します。③乙は、前項に基づいて、赤主に対し請求する場合においても、リース料その他この契約に基づく債務の減免、又は弁済の請求を受けることはできません。

第13条(メンテナンスサービス) 1. この契約の規定に従って、リース期間中別表の記載のメンテナンスサービス項目に○印が付された項目について、甲又はその管理代行会社の指定する整備工場(以下、「担当工場」という。)で、メンテナンスサービスを受けるとします。②乙は、メンテナンスサービスを受けようとする場合、事前に担当工場に連絡してその指示に従います。なお、その場合の使用部品は甲又は担当工場所定の部品とします。③緊急の場合等やむを得ず担当工場以外での整備工事が発生し、甲の指示を受けている場合は、甲の事前の了解を得た上で、甲の指示に従います。④前項の規定に反してなされた整備及び修理等に要した費用は全て乙の負担とします。また、それらに起因する自動車の故障、不具合及び事故等について、甲は一切の責任を負いません。⑤乙は、メンテナンスサービスの全部又は一部を受けたい場合でも、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。⑥甲は、乙がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けたい場合、乙がその旨を甲に申し出た事由について何らの責任も負いません。乙がその旨を甲に申し出た事由が、甲が担当工場の継続修理等の手続を代行するときに、放置違反及び無着無着を認認するため、一般社団法人日本自動車整備協会又は各都道府県警察に対して確認することをあらかじめ同意します。また、当該確認に乙の同意が必須なときは、乙は、甲の請求後直ちに所定の同意書等に署名押印します。⑧放置違反の滞納等に起因して自動車の継続修理が遅延又は不能となつて甲は一切の責任を負いません。なお、放置違反の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は乙が負担します。⑨別表の記載のスケジュール点検及び定期6ヶ月点検とは、甲のメンテナンスサービスに基づき点検であり、原則として別表の記載のスケジュール点検サイクルに準じて実施します。ただし、点検月が法定定期点検整備又は継続修理点検整備の該当月と重複する場合は後者を優先します。⑩乙は、別表の記載のメンテナンスサービス項目の「油類の補充・交換」「エンジンオイルの交換」に○印が付されている場合、その補充・交換はメンテナンスサービス項目記載の交換基準に基づき、メンテナンスサービス項目に○印が付されていないときは、自動車製造会社の補充・交換基準に基づき受け取ることができます。⑪乙は、別表の記載のメンテナンスサービス項目の「情報部品の交換」に○印が付されている場合は、その交換を自動車製造会社の交換基準に基づき受け取ることができます。ただし、自動車製造会社の交換基準の定めがないときは、甲が必要と認めるときに限り、その交換を受けることができます。⑫乙は、別表の記載のメンテナンスサービス項目の「バッテリー交換」に○印が付されている場合は、その交換を必要とするときに受け取ることができます。なお、交換条件が併記されているときは、交換条件の範囲内で交換を受けることができます。⑬乙は、別表の記載のメンテナンスサービス項目の「夏タイヤ交換」「冬タイヤ交換」に○印が付されている場合は、その交換を法定基準に基づき受け取ることができます。なお、交換条件が併記されているときは、交換条件の範囲内で交換を受けることができます。⑭「フォークリフト等自走式車両の場合は、スケジュール点検を労働安全衛生規則に基づき「定期自主検査」とし、法定定期点検整備及び継続修理を同規則に基づき「特定自主検査」とし、実施します。ただし、フォークリフト等自走式車両を陸運支局に登録しているときは、継続修理の読み替えは行いません。⑮乙は、別表の記載のメンテナンスサービス項目の「継続修理」に○印が付されている場合は、次の各号の定めを承諾します。①甲が保安基準適合証の交付に必要と認めた事項に通知し、かつ担当工場が保安基準適合証の交付に代えて、保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている電磁情報処理機関(本項において以下同じ。)に対し提供すること。②別表の記載のリース料に含まれる費用項目の「自賠責保険料(継続修理時)」に○印が付されているときは、甲が自動車損害賠償責任保険証明書の交付に必要な情報提供責任を電磁情報処理機関の提供を甲に委任すること。③この契約のメンテナンスサービスの対象とならず、これらに要する一切の費用及び自動車を使用できないことにより生じる費用・損失等(休業補償、商業損失、宿泊費、交通費等)は乙の負担とします。④乙の故障、過失、通常の業務の範囲を超えた使用者もしくは契約時に通常予想される範囲を超えた使用に起因する、又は起因すると推定される整備・修理等。⑤乙が定められたメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の整備・修理等。⑥この契約に規定する車両に関する乙の義務に違反したことにより生じた整備・修理等。⑦天災地変、その他不可抗力に起因する整備・修理等。⑧自然現象により発生する不具合(塗装、メッキの自然腐食等を含む。)等の整備・修理等。⑨部品・材料、部品、異物の付着、注入、使用に起因する損傷、不具合等の修理等。⑩法令の制定、改廃及びこれらに基づく法令等の指示又は指導等に起因する整備・修理等、改訂、部品の取付け等。⑪事故に起因する整備・修理等又は故障等による整備・修理等。⑫車の機能に影響のない感覚的現象(音、振動、オイルの溜まり等)についての整備・修理等。⑬乙の不注意によって発生した不具合(タイヤのバースト、キーロック、燃料切れ等)の整備・修理等。⑭木枠交換・保護、冷凍機等の取付け・修理、整備・修理及び取付け・取外し等。⑮各種通信機器、映像機器等の整備・修理等。⑯用品類の取付け・取外し及び整備・修理等。⑰ガラスの破損等の修理等。⑱自動車製造会社の自動車部品等の製造・保有の打切り等により、メンテナンスサービスの実施が困難な場合の整備・修理等。⑲自動車のリコール又は自動車の品質等がこの契約の内容に適合しないことに起因する整備・修理等。⑳文字書き・図形等のペインティング・張り替え等。㉑各種添加

剤等の注入、補充及び各種用品の購入並びにこれらの注入・補充・使用による整備・修理等。㉒夏タイヤ・冬タイヤ及びホイールの保管・補充・使用による整備・修理等。㉓回送等による担当工場又はその他の整備工場へのレッカー移動以外の項目及び自動車の引取り・回送等。㉔別表の記載のメンテナンスサービス項目以外の項目について行った整備・修理等。⑳別表の記載のメンテナンスサービス項目以外の項目の規定と異なる場合は、この契約が本条の規定に優先して適用されます。

第14条(契約月間走行距離) 1. 甲及び乙は、リース料に含まれるメンテナンスサービスに要する費用相当額が別表⑩記載の契約月間走行距離(フォークリフトの場合は月間稼働時間)を基準に算出されていることを確認します。②この契約がリース期間の満了又は解除により終了した場合において、自動車の実走行距離がリース期間平均、前項の契約月間走行距離を超えたときは、甲は乙に対しメンテナンスサービスの追加費用を請求でき、乙は、甲の請求に従い甲に支払います。③実走行距離が月間平均が、第1項の契約月間走行距離に達しない場合でも、リース料は別表⑩記載の通りとし変更されません。

第15条(代車) 1. 別表の記載のメンテナンスサービス項目のうち「代車の利用」に○印が付されている場合は、乙がメンテナンスサービスを受けようとするに当たって代車が決定すると申出たときは、次の各号の定めを除き、乙は甲又は担当工場の指定する代車を利用することができます。ただし、メンテナンスサービス項目の「代車の利用」欄に「48時間」と併記されている場合は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。②代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。③代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。④代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑤代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑥代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑦代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑧代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑨代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑩代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑪代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑫代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑬代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑭代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑮代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑯代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑰代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑱代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑲代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。⑳代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉑代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉒代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉓代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉔代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉕代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉖代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉗代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉘代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉙代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉚代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉛代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉜代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉝代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉞代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㉟代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊱代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊲代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊳代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊴代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊵代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊶代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊷代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊸代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊹代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊺代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊻代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊼代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊽代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊾代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。㊿代車の稼働時間は、メンテナンスサービスの実施に際して48時間の稼働時間を超えないことを要する場合があります。

第16条(事故処理) 1. 自動車に起因して事故が発生したときは、次の各号に従うものとする。①関係法令及び保険約款等に準じて直ちに最寄りの警察署へ届け出るものとする。②関係法令等に従い事故現場における安全措置、危険防止措置及び関係者の救済措置等を行うものとする。③発生日時、場所、内容、相手方の氏名、住所等を甲及び保険会社に通知すること。④事故についての証拠の保全を促すこと。⑤事故当事者に対して社会的及び道義的責任を要するものとする。⑥保険会社との処理が円滑に行われるよう積極的に協力すること。⑦保険金受取に必要と認められる一切の書類を速滞なく甲又は保険会社に提出すること。⑧事故に起因して、必要と認められる第三者との間で、甲又は保険会社を通じて不利益となる合意、協定等を行うこと。⑨前項の事故に起因して、保険金を超過する損害となる自動車保険約款の免責事項に該当する損害については、全て乙の負担とします。

第17条(損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、乙及び連帯保証人は、これを乙及び連帯保証人の責任と費用をもって賠償するものとし、甲がこれを賠償したときは、乙及び連帯保証人は、甲の請求を受け次第、直ちにその賠償額相当額及び問題解決に要した費用等(弁済費用を含む。)を甲に支払います。②乙による自動車の使用、保管に起因して発生した人的又は物的損害(盗難又は詐欺による自動車の盗難等)により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む。③乙がこの契約に違反したため、甲に発生した損害(甲が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む。)

第18条(自動車等の滅失・毀損) 1. 自動車の引渡し完了からその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもならない事由により生じた自動車の滅失、毀損、損傷等その他一切の危険は全て乙の負担とし、乙は、リース料の支払を拒むことはできず、甲の修理等(代替物の引渡し、リース料の滞納等を請求することはできない)とします。事由の如何を問わず、自動車の修理等が不能(物理的全損のみならず経済的全損を含む。)となつたときは、乙は直ちに書面に甲に通知し、②前項の通知によりこの契約は終了し、乙は直ちに別表⑩記載の損害賠償金を甲に支払います。③自動車の滅失、毀損、損傷等に関し別表⑩記載の損害賠償金が支払われた場合、甲及び乙は次の各号の定めに従います。①自動車の修理等が可能となる場合は、甲は、乙がこの契約の規定に従って自動車を修理等した場合に限って、保険金額を限度として乙が負担した修理等の費用を乙に支払います。②自動車の修理等が不能となつたときは、乙が本条第2項の損害賠償金の支払を全額履行したときに支払った乙の負担金額を限度として、甲は、乙に対し、甲が受領した損害賠償金を返還します。

第19条(権利の移転等) 1. 甲は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。乙は、これについて承諾します。②甲は、自動車の所有権をこの契約に基づく甲の地位として第三者に担保に入れ、又は譲渡することのできるものとし、乙は、これについてあらかじめ承諾します。③甲は、この契約による権利を守り、回復するため又は第三者から異議を唱へる申立てを受けたため、必要な措置をとったときは、自動車の移送費用、保管費用、弁護士費用等必要な措置に要した一切の費用を乙に請求できるものとし、乙は甲の請求があり次第直ちにこれを支払います。

第20条(費用負担等) 1. 乙は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担するものとし、甲は、別表⑩記載のリース料に含まれる費用を納付し又は支払うものとし、リース期間中にこれらの費用が増額された場合は、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。②甲は、リース料に自動車保険料が含まれている場合は別表⑩記載の自動車保険契約の保険料額を支払うものとし、リース期間中に保険料額が増額されたときは、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。③乙は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した消費税等に相当する金額を負担し、消費税等が増額された場合には、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。④前項の規定は、一時リース料に対する消費税等についても同様とします。⑤乙は、別表⑩記載のリース料に含まれる費用及び別表⑩記載の自動車保険契約の保険料以外に、自動車の取得、所有、保管、使用、廃棄及びこの契約に基づく取引に際し、又は戻されることのある諸税及び諸費用を名義人の如何にかかわらず負担し、⑦甲が前項の諸税及び諸費用を納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙は、これを甲の請求に従い甲に支払います。

第21条(期限の利益喪失) 乙について、次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、乙は、甲からの何らの通知、催告なしに、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに甲に対し残リース料及びその消費税等を支払い、自動車等が返還される。①リース料又は消費税等が1回でも滞ったとき。②小切手、手形の不渡り若しくは電子記録簿の支払不能を1回でも発生させたとき。又はその他支払を停止したとき。③破産、破産手続開始、強制執行、破産等の申立てを受けたとき。④民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申立てがあったとき。又は債権整理のため特定調停の申立て若しくは私的整理(任意整理)に入ったとき。⑤公租公課を滞納し、若しくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受けようとする旨の申出があったとき。⑥営業の廃止、解散の決議をし、又は公法上の営業停止業務継続不能の処分を受けたとき。⑦逃亡、失踪若しくはおそれ上の新道を受けたとき。⑧死亡したとき。⑨経営が相当悪化したとき。又はその他甲が認められる相当の事由があるとき。⑩自動車について必要な保存行為を怠らしたとき。⑪この契約に基づく債務が否かにかかわらず、乙が甲に対する債務の履行を遅延したとき。⑫乙が甲以外の債権者に対して債務の履行を遅延したとき。⑬この契約の条項又は甲との間のその他の契約条項の一つにても違反したとき。⑭連帯保証人が前号各

一つにても該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加提供しなかつたとき、②乙又は連帯保証人が、第31条第1項に定める暴力団等若しくは第31条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第31条第2項各号のいずれかに該当することを、又は第31条第1項の規定に基づき説明・補償に同意した旨の申告をしたことが判明し、甲が乙との取引を継続することが不適切であると判断した場合、2条(契約の解除) 1. 甲は、乙が前条各号の一つにても該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することができます。2. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は第24条の規定に基づき、自動車に甲が返還し、かつ規定損害金を支払うこととなります。3. 乙は、第1項により、この契約が解除されたときは、解除までに甲が支出したリース料に含まれる費用、リース自動車の処分損及び処分にかした一切の費用等甲が被った損害を賠償します。4. 乙は、第1項により、この契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲に対して、第23条の規定に従い、規定損害金及び未払リース料(支払期日を過ぎているにもかかわらず払っていないリース料)とその消費税等を直ちに現金一括して支払います。また、自動車が永久凍結解除(解体)となる場合は、自動車リサイクル法に基づき自動車リサイクル料相当額を併せて支払います。5. 前条第15号に該当し、かつ自動車リース料を滞りなく支払っているにもかかわらず、乙又は連帯保証人に損害が生じた場合には、乙及び連帯保証人は甲に何らの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人がその責任を負いません。3条(規定損害金) この契約が解除された日(以下、「契約解除日」という。)現Eの規定損害金は、別表①記載の基本額から別表②記載の適格合計額を差し引いた金額とします。なお、未払リース料がある場合は、規定損害金とは別に、未払リース料とその消費税等を支払います。4条(自動車の返還) 1. リース期間が満了したとき、第21条により乙が期限の利益を喪失したとき、又は第22条により契約が解除となったときは、乙は、自動車の返還と第8条第3項により甲が承諾したものを除き、乙の責任と費用をもつて自動車を原状に修復(カーナビゲーションシステムその他の情報機器に登録されている情報等のデータ消去を含む。)した上、自動車の鍵、自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書と併せて甲の指定する場所へ返還します。なお、乙が、情報等のデータ消去をせずに自動車を返還した場合、当該データが漏洩したとしても、甲は一切の責任を負いません。2. 返還された自動車が原状と異なるときは、その原状回復に必要な費用(契約期間走行距離の超過及び修復費による価値減損相当額を含む。)これらの価値減損は、一般財団法人日本自動車査定協会に付託した検定に基づき算出され、甲が合理的に算出した金額とします。乙は直ちに甲に支払います。3. 第1項の返還費用及び車両の引き揚げ費用並びに自動車を廃棄処分する場合の費用(自動車リサイクル法に基づきリサイクル料相当額を含む。)を甲の負担とします。4. 乙が自動車の返還を遅延した場合に甲又は甲の指定する自動車所在場所から自動車を引き揚げるときは、乙は、これを妨害し、拒むことはできません。また、乙が自動車の返還を遅延した場合には、乙は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払う他、この契約の条項に従います。5. 甲が返還を拒否し、又は甲が引き揚げた自動車に甲の承諾なく装着された機器等がある場合、又は車内に残置物がある場合、甲は、当該機器等及び残置物を含めてリース自動車を引き取り、これを任意に処分することができ、乙は甲が処分にかした費用を負担します。この場合、乙は甲に対し、当該機器等及び残置物の返還又は損害賠償等の請求はできません。6. 乙が道路運送法等による自動車運送業者であるときは、返還された自動車について、甲が凍結解除を請求することができるように、乙は直ちに道路運送法等所定の手続(事業計画変更若しくは事業廃止の申請等を含む。)を行います。5条(自動車の処分に伴う補償) 1. 第21条により乙が期限の利益の喪失に伴い、甲に対して自動車を返還し、かつリース料全額及びその消費税等を支払った場合には、甲は、甲の返還により、自動車を相当の基準により評価するが、又は自動車を処分し、この評価額若しくは処分価額から評価若しくは処分にかした一切の費用及び甲が設定した自動車の残存価額を控除した残額を、乙が現実に支払った額を限度として、乙に対し返還します。2. 第22条による契約の解除に伴い乙が甲に対して自動車を返還し、かつ規定損害金を支払った場合には、甲は、甲の返還により、自動車を相当の基準により評価するか、又は自動車を処分し、この評価額若しくは処分価額から評価若しくは処分にかした一切の費用及びこの契約の条項に基づき乙が甲に対して負担する金額を控除した残額(以下、「評価額」という。)を、乙が現実に支払った金額を限度として、乙に対し返還します。6条(自動車の預り) 乙が次の各号の一つにても該当したときは、甲は自動車を一時引き揚げる事ができ、乙は異議なくこれに応じます。①乙が故意又は重大な過失により第1条第2項及び第3条第1項の規定のいずれか一つにても違反したとき、②乙が第21条各号の一つにても該当したとき、又はそのおそれがある相当な理由があるとき、7条(再リース) 乙がリース期間が満了する2ヶ月前までに甲に対して予告し、甲が認めた場合には、甲と乙は協議して自動車についてこの契約に基づき再リース契約を締結することができます。8条(遅延損害金) 乙は、この契約に基づき金銭の支払いを怠ったとき、又は甲

が乙のために立替払いをした費用の償還を怠ったときには、支払すべき金額に対し支払期日、又は立替払日の翌日からその完済にいたるまで、遅延損害金(別表③記載)を甲に支払います。第29条(連帯保証人) 1. 連帯保証人は、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務(第17条の損害賠償を含む以下、「主たる債務」という。)を保証し、乙と連帯してその履行の責を負います。2. 甲が乙又は連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び連帯保証人に対して、この履行の請求の効力が生じます。3. 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、代位によって甲から権利を取得した場合でも、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権行使をできません。4. 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証人、若しくは担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。5. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されます。①連帯保証人は、本条に基づく保証債務を、別表④記載の規定損害金における基本額及び消費税等相当額を限度として負担します。②乙は、この契約の締結にあたり、民法第465条の10第1項各号に規定された以下の情報を全て、連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを甲に対して表明及び保証します。7. 財産及び取支の状況、1. 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその種類及び履行状況。2. 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容。③連帯保証人は、この契約の締結にあたり、乙から前項の情報全てを提供を受けたことを、甲に対して表明及び保証します。6. 乙は、連帯保証人が請求があったときは、甲が連帯保証人に対して、主たる債務の履行状況及び残債務に関する情報を開示することをあらかじめ承諾します。第30条(状況の充当等) 1. 乙又は連帯保証人の弁済した金額が、この契約から生じた債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が相当と認める順序・方法により充当します。2. 乙又は連帯保証人が、この契約から生じた債務及びこの契約以外から生じた債務を甲に負担している場合に、乙又は連帯保証人の弁済した金額が、甲に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が相当と認める順序・方法によりこれらの債務にも充当することがあります。3. 甲が乙に対してこの契約から生じた債務を負担する場合、甲は、乙が乙に対して有する債権(この契約から生じたものに限らず、この契約以外から生じた債権を含む。)の弁済期が到来したものであるについては、当該債権とこの債務を対当額に相殺することができます。第31条(反社会的勢力の排除) 1. 乙及び連帯保証人は、乙、連帯保証人及びそれぞれの役員が、この契約の締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団等を利用して、又は便宜を供与する等の関与をしてしていると認められる関係を有すること。④その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2. 乙及び連帯保証人は、乙、連帯保証人及びそれぞれの役員が自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにても該当する行為を行わないことを誓約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。第32条(特約事項) 特約記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力は生じません。第33条(合意管轄) 甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本社、支社、支店若しくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。第34条(通知の効力) 1. 甲において、乙又は連帯保証人に対する通知の必要が生じたときは、書面による変更通知がない限り、この契約書の住所欄の記載に従って通知します。2. 乙又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、甲からなされたこの契約に関する通知が届着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべきときに到達したものとみなし、効力が生じます。3. 乙又は連帯保証人が不在のため、甲からなされたこの契約に関する通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に、乙又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなし、効力が生じます。第35条(公正証書) 乙及び連帯保証人は、甲から請求があったときは、この契約に基づいて強制執行記録条項を付した公正証書を作成するものと、その費用は、乙の負担とします。

以上

<特約>

第2条2項に関する特約条項

乙は、自動車の納入を受けた後に甲より交付されるリース自動車検査完了証の様式を受領してから1週間以内に、所定事項を確認のうえ当該リース自動車検査完了証を甲に返送しない場合、当該期日の経過をもって、乙による自動車の検査及び甲から乙への自動車の引渡しが完了したものとします。

契約番号

<別表>

①リース自動車	車種名	三菱デリカD:2			
	仕様	1,200 HYBRID MZ 4WD DCVT			
	型式	5AA-MB37SMBZPJN			
	登録番号	リース自動車検査完了証に記載	(契約月間走行距離)	800 km	
	車台番号	リース自動車検査完了証に記載			
	使用の本拠の位置	自動車検査証記載の通り			
付属品等	フロアマット、ワイドパイザー、ロックボルト+ナンバープレート、ガラスBODYコート、スタッドレスSET、前後ドラレコ他				
②売主	東鳥取三菱自動車販売株式会社 鳥取県鳥取市湖山町東5-303-2				
③リース期間	60ヶ月間 (但し、開始日・満了日はリース自動車検査完了証に記載)				
④リース料	リース料 及 消費税等 (1台当り)		1ヶ月毎 リース料(1台毎)	1ヶ月毎 消費税等(1台毎)	1ヶ月毎 合計(1台毎)
		第1回	¥44,700.-	¥4,470.-	¥49,170.-
		第2回以降	¥44,700.-	¥4,470.-	¥49,170.-
	総額	¥2,682,000.-	¥268,200.-	¥2,950,200.-	
支払日 支払方法	第1回 リース自動車検査完了証交付月の2ヵ月後の4日 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替 初回口座振替のみ2ヶ月分 第2回以降 リース自動車検査完了証交付月の2ヵ月後の4日以降1ヵ月毎の4日 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替				
⑤一時払リース料		一時払リース料	消費税等	合計	
		*****	*****	*****	
⑥リース料に含まれる費用	<input checked="" type="checkbox"/> 登録納車費用 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 (登録時) <input type="checkbox"/> メンテナンスサービス費用 <input type="checkbox"/> 環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車重量税 (継続車検時) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input type="checkbox"/> 自動車税 (期間中) <input type="checkbox"/> 自賠責保険料 (登録時) <small>メンテナンスサービス、自動車保険の内容については下記の通り</small> <input type="checkbox"/> 自賠責保険料 (継続車検時)				
⑦メンテナンスサービス	<input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検 <input type="checkbox"/> 定期6ヶ月点検 <input type="checkbox"/> 法定点検 <input type="checkbox"/> 継続車検 <input type="checkbox"/> 油脂類の補充・交換 <input type="checkbox"/> エンジンオイル交換 (オイル交換基準距離 4,000km毎) <input type="checkbox"/> 消耗部品の交換 <input type="checkbox"/> バッテリー交換 (必要回数) <input checked="" type="checkbox"/> 夏タイヤ交換 <input checked="" type="checkbox"/> 冬タイヤ交換 <input checked="" type="checkbox"/> ホイール交換 (冬タイヤ初回装着時のみ)		<input type="checkbox"/> 点検時 <input checked="" type="checkbox"/> 事故修理時		
	代車の利用	<input checked="" type="checkbox"/> 車検時 <input checked="" type="checkbox"/> 一般修理時	<input checked="" type="checkbox"/> 点検時 <input checked="" type="checkbox"/> 事故修理時		
	(メンテナンス特約) 夏・冬タイヤの履き替え工賃含む。以下余白				
⑧自動車保険	自動車保険は乙が加入する。				
⑨損害賠償金	規定損害金相当額 (別途消費税等を請求します。)		⑩運延損害金利率	14.60%	
⑪規定損害金	基本額: ¥3,212,000.- 運延合計額: 支払済みのリース料総額+支払期日が既に経過している未払リース料の総額 (別途消費税等を請求します。)		⑫距離精算あり リース満了時の精算基準総走行距離は480百kmとします。		
お客様名	藤岡 喜和 様			担当者名	

5510分
A-6 2,000円

A-5

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	013703	通常払込 貯金振込 書負担
	109762	
加入者名	青少年育成鳥取市民会	
金額	千	百
	十	円
金額	4000	
依頼人	藤縄喜和 様	
料金	〒7180042	
	04-05-24	
備考	口座払	賀露南 簡易郵便局
	(52741)	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

領収書

2023/2/27

藤縄喜和 様

¥3,000

但 年会費として

上記正に領収いたしました

〒680-0904
鳥取市晩稻433番地
鳥取県日台親善協会

A-7

領収証		No.
藤縄喜和 様		
金額	4	3,000
但 年会費	合計 1年 2月 27日 上記正に領収いたしました	
内訳	NPO(公益) 希望化計画211	
税抜金額	理事長 山岡 震 様	
消費税額(%)	〒680-0947 鳥取市 湖山町 西2-5-10	
税抜金額	TEL FAX 0857-28-8995	
消費税額(%)	登録番号	

GN1521

鳥取県日台親善協会会則

(名称)

第一条 本会は鳥取県日台親善協会という

(目的)

第二条 本会は日本と中華民国との親善を図り、経済、文化、芸術、スポーツ、教育等の交流並びに提携を促進し、もって東洋の安定的繁栄と世界の平和に寄与することを目的とする

(事務所)

第三条 本会の事務所は鳥取市晩稻 433 に置く

(事業)

第四条 本会は目的達成のため次の事業を行う

- 1 日華両国の経済、貿易、観光等の提携促進
- 2 日本と中華民国との人的親善交流
- 3 日華両国の教育、文化、芸術、スポーツの交流
- 4 その他本会の目的達成のために必要と認められる事項

(会員及び会費)

第五条 本会の会員は会の趣旨に賛同する者とし、次の会費を納めなければならない

会費は次のとおりとする

- 1 一般会員 三千円
- 2 法人会員 一口 二万円

(役員)

第六条 本会は次の役員を置きその任期は二年とする

- 1 顧問 若干名 会長がこれを委嘱する
- 2 参与 若干名 会長がこれを委嘱する
- 3 会長 一名 本会を代表して会務を統轄する
- 4 副会長 若干名 会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する
- 5 理事 若干名 本会運営上の基本的な重要事項を審議する
- 6 幹事長 一名 本会の会務の執行を統括する
- 7 監事 二名 本会の会務・会計を監査する
- 8 事務局長 一名 本会の会務の事務執行を統轄する
- 9 事務局次長 若干名 事務局長を補佐する

通則 (2年間未納・会費滞格)

会則改正 (文書で)

会員がどうが

(機 関)

第七条 本会は次の機関を設け運営する

- 1 総 会 一年に一回会長が召集し、会則の変更、予算、決算、役員を選任、その他重要事項を決議する 但し必要あるときは臨時に之を召集することが出来る
- 2 理事会 本会運営上の重要事項を審議し、緊急を要する事項は総会に代わって決議することが出来る
- 3 事務局 本会の会務を執行するため、事務局を設置する 職員は会長が任命する

(会 計)

第八条 本会の経費は年会費、寄付金を以って充当する

本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする

付 則 本会則は平成元年11月18日より施行

本会則は平成15年1月16日改訂

本会則は平成18年2月17日改訂

本会則は平成20年2月26日改訂

本会則は平成23年3月3日改訂

本会則は平成24年2月28日改訂

本会則は平成25年2月28日改訂

令和4年4月27日

青少年育成鳥取市民会議
会員の皆様

青少年育成鳥取市民会議
会長 藤縄 喜和

令和4年度会費納入について（お願い）

日ごろから、本会議の活動にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。
私たちの住む鳥取市が「飛躍する夢のあるまち」であり続けるためには、次代を担う青少年の健全育成が重要な課題です。本会議もこの課題に向かって様々な事業に取り組んでいるところです。

出費多端の折、誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、令和4年度の会費の納入をお願いいたします。

納入いただいた会費は青少年のための諸活動に有効に活用します。

記

(1) 会費 ひと口 2,000円 (ひと口以上何口でも可。少しでも増口していただければ幸いです。)

(2) 納入方法

① ゆうちょ銀行のATMで振り込む。

同封の払込取扱票を使って、ゆうちょ銀行（郵便局）ATMによる払い込みをしていただきますと払込料金は無料となります。

現金の場合は手数料（110円）がかかります。

② 鳥取銀行鳥取市役所支店に振り込む。（申し訳ありませんが、振込手数料がかかる場合はご負担いただきますようお願いいたします。）

口座番号 普通2375802

口座名 青少年育成鳥取市民会議

③ 事務局へ直接ご持参いただく。

(3) 納入期間

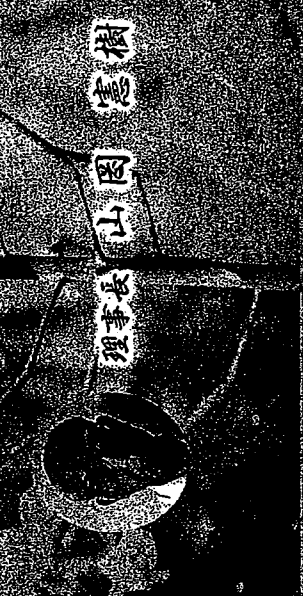
令和4年7月末までに納入いただきますようお願い申し上げます。

事務局：鳥取市幸町71番地 鳥取市役所5階
鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課
松本・河上
電話 0857(30)8426
FAX 0857(20)3954
電子メール seishonen@city.tottori.lg.jp

ご挨拶

年度初めの忙しい時期になりました。
 皆様、お元気でしょうか。
 さて、今年の定期総会を開催するにあたり、コロナ禍の取東が見通せないことから、この会報を、第19回総会特集号として皆様お届けし、定款の規定に則り書面決済方式の総会とさせていただきます。

今月末までに下記の宛先にて、山岡までにメールやFAXにて、賛否やご意見をお寄せください。
 本年も、それぞれの分野や地域でリーダーシップを存分に発揮されますようお祈り申し上げ、発刊のご挨拶と致します。



理事長 山岡 隆樹

NPO法人
とっとり希望化計画21
 〒680-0947 鳥取市湖山町西2-540
Tel・Fax (0857) 28-8995
 E-mail: info@tottorihope21.com
 http://www.tottorihope21.com

令和3年度 収支計画

収入	
年会費	500,000円
(100人×@5,000円)	
前年度からの繰越金	42,481円
山林環境保全補助金	500,000円
国際交流財団補助金	1,200,000円
海外交流参加費	3,000,000円
(30人×@100,000円)	
寄附	77,519円
合計	5,320,000円

支出	
会議費	50,000円
山林環境保全事業費	2,000,000円
交通宿泊費	50,000円
交流代金	3,000,000円
郵券通信費	50,000円
印刷費	50,000円
人件費(アルバイト代)	10,000円
租税公課	50,000円
手数料他	10,000円
予備費	20,000円
合計	5,320,000円

令和4年度 収支計画

収入	
年会費	399,000円
前年度からの繰越金	72,907円
補助金その他の収益	364,540円
利息	1円
合計	836,448円

支出	
工事・修繕費	138,380円
人件アルバイト費	13,000円
文具・消耗品費	64,575円
会報制作費	42,900円
名刺制作費	9,350円
交通費	70,420円
郵券・通信費	33,578円
会費費	58,685円
行事保険料	2,210円
雑会費	5,000円
租税公課	60,000円
雑入手数料	3,080円
税理士報酬経費	19,958円
山林保全事業費	272,830円
合計	793,967円

*総額の42,481円は、令和4年度への繰越金

法人人事案

令和4年度理事会にて承認され、総会での承認を得る人事案は、以下の通りです。
 監事は現段階では松下榮一郎、川内豊明の両氏ですが、川内氏より退任したい旨の表明があり、退任届が提出されました。理事会で審議し、検討した結果、氏の意向を尊重し、退任を認めることとなりました。会風各位におかれては、その旨をご理解頂き、退任をお認め頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。
 その補充は考えておらず、当面は松下下氏一人の態勢で運営し、たく思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。なお、現役委員の任期は、定款の規定に則り、令和4年4月1日より令和6年3月31日までの2年間となります。

年会費納付のお願い

日頃から当法人の事業展開に深くご理解とご支援を頂き、深く感謝申し上げます。期に有難うございます。
 さて、本年令和4年度の年会費を募集致します。この会報送付に同封の郵便払込用紙にて、当法人の口座までお振込みをお願い申し上げます。

■入会金/1,000円 ■年会費/1口5,000円
※新加入会のみ ※何口でも可

下記のどちらかの口座をお選びください。

入会金・年会費の振込先	
山崎合同銀行	湖山出張所
名義	とっとり希望化計画21
口座番号	3642569
山崎北郵便局	湖山北郵便局
名義	とっとり希望化計画21
口座番号	01350-7-55871

なお、恐縮ですが年費納付は各人のご負担をお願い申し上げます。
 会費納入をもって年度会費に充当されますので一様、年会費を振り込ん、ご継続的に会費納付を得る訳ではありません。よろしくご理解ください。

コーヒーフェスティバル開催概要

1. 趣旨

今まで、主に西日本の都市を中心に、計30回の開催をしており、鳥取県内では用瀬町、鳥取駅前パレードの開催実績がある。今回は、鳥取空港でのイベントとして開催するもので、空港での開催は全国で初の試みとなる。鳥取市が、京都市に次いで、空港でのコーヒーフェスティバルの開催が全国第2位という環境にあることに加え、また空港を飛行機利用者のみが利用できるのではなく一般市民が楽しめる魅力あるイベントや仕掛けをおこなう「空の駅」を目指している趣旨に賛同して開催となった。



- 2. テーマ 飛行機とコーヒー(仮)
- 3. 開催期日 令和4年9月17日～18日の2日間
- 4. 会場 鳥取空港全域(屋内外)
- 5. 規模 参加者目標 5,000人

出店数20店舗(原則は県内からの参加だが県外からも5店舗程度を見込む)出店には関係者から店舗を紹介し、川久保氏(後述)が店舗を訪問面談して趣旨を徹底したうえで出店を決める。公募もする。

- 6. 主催 鳥取空港ビル(株) 空の駅オヤジの会
- 支援 NPOとっとり希望化計画21
- 主管 日本コーヒーフェスティバル実行委員会 (代表理事 川久保雅裕氏)

7. 形態

チケット(前売り@1,200円・当日@1,500円)を販売し、3店舗を回りコーヒーを味わうこととして、気に入った店舗を選ぶ方式。チケット購入者にパンフ(会場の案内、店舗紹介など掲載)を無料配布。

8. 宣伝

制作するチラシ、ポスターで告知。交通機関での中吊りも。インターネット、市報や回覧での周知もおこなう。

9. 地元での取り組み

- ① 多くの参加者が来場するよう啓蒙をする。
- ② 県外からの来場者を対象に、フェスティバル終了後に鳥取の餅光や食、土産購入に結び付けられるよう、鳥取の魅力をパンフ等で紹介する。
- ③ 協賛は取らないが、告知、参加者啓蒙等、何らかの応援をしてもらえる企業・団体を募る。

10. 募集

当法人の会員諸兄からのご意見やアイデアを募集します。事務局まで積極的にご寄せください。

以上、細目は5月末に決定するが、各界からの要望、アイデアを集約して魅力満載のイベントに仕上げる。ただし、基本はコーヒーの味を楽しむこと、参加者同士のコミュニケーションが広がることが目的とし、あまり企画が盛り沢山になって焦点がぼやけないよう留意する。

令和3年度 事業実績報告

①山林環境保全事業

大山・泷水高原で実施してきたSDGsの精神を活かした整備事業は、11月3日と同13日にナラ枯れ被害木を除去および害虫の侵入を防ぐためラッピング作業を施した。

ナラ枯れ被害の実態調査を、6月22日に専門家や県担当者等により、現地にて実施。被害木は十数本程度であったものの、大山周辺の被害は拡大・蔓延しており今後、しっかり観測する必要があることを確認した。除伐材の丸太切り、薪割りおよびコースターづくりを参加した子供たちとおこなった。



②東アジア交流のハブ地域化

鳥取空港の賑わい創出では、「滑走路での星空観望会&バスツアー」を年間3回開催。飛行機の離発着を間近に見ることが出来るよう、滑走路端の東側に展望所を設置を県に要望し、4月5日にオープン。とくに写真愛好家に好評を得た。これを受けて、第1回フォトコンテストを10月に空港内で展示会を開催。100点以上の写真作品が集まり、今後の定期開催を目指す。空港ピアノを、鳥取ロータリークラブの支援を受けて設置し、8月12日にオープン。ピアノコンサートを開催。誰でも自由に弾くことが出来るため、連日のようにピアノ演奏をする人が訪れ楽しんで貰っている。さらに東京藝術大学のワークショップ事業が12月25～26日に鳥取東高校、鳥取空港で実施され、来県したフルート、クラリネットの藝大OGによる高校生たちへの演奏技術指導と演奏会がおこなわれ好評だった。県の文化レベルの向上に役立つことから、今後は県文化振興財団と東京藝大との連携により、事業が継続される見込み。この他、「やさい市」が月1～2回程度、開催されて新鮮な野菜果物が安価で販売されて好評。また、空港以外の事業実施では、「鳥取県・中国友誼の集い」が、コロナ禍での延期となっており、早期に開催が出来るよう、粘り強く準備をすすめている。同じく、「北前船交流城大事業」は、3月18～20日に秋田市で開催され、鳥取市経済観光部幹部と当法人理事長が参加した。

③地域文化の情報発信事業

北栄町の青山剛昌ふるさと館の移転新業を見据えた構想企画には当法人理事長が委員の一人として策定にかかわり、年4回の検討会で提案をしてきた。構想案もほぼ固まり、現在は北栄町にて基本設計に向けての協議検討が行われている。

③会報18号を6月に発刊し、会員その他に配布した。

④国際交流派遣、講演会事業はコロナ禍の影響のため、実施していない。

令和4年度 事業計画案

定款第5条に定める事業目的に則り、次の事業を実行、推進する。

1. 山林環境保全事業

伯耆町泷水高原で使用している「大山 森のたいけん広場」における過去2年間の実績をふまえ、令和4年度にSDGsの精神に準拠して、次世代に豊かな森林環境保護を継承させることを目的とする事業を実施。このため敷地がある伯耆町、金屋谷集落および県、山陰放送等の理解と協力を得て、別掲事業を展開する。県山林環境保全推進事業補助金を申請予定。

2. 東アジア交流のハブ地域化事業

①一昨年度2月に実施したタイ・バンコク交流の成果と課題を踏まえ、次回の「ジャパンエキスポ」に県主導の交流団を派遣できる環境を整える。このため、県商工労働部(通商交流課)、市場開拓局、観光交流局(国際観光誘客課、マンガ王国官房、交流推進課など)を含めた県庁各部署との協議を開始する。

この交流団募集には官のみならず民間の観光・物産関係業界等に広く呼びかけて参加を募集し、ブース等でのPR活動を展開する。このためバンコクにある東南アジアビューローの協力を求める。

②10月17～20日に開催予定の、フランス・ルーブルでの北前船フォーラムへの参加を募集する。また来年2月予定の沖縄開催も同様に参加を募集する。

3. 地域文化の情報発信事業

①昨年度に発足した「青山剛昌ふるさと館基本構想検討会」での審議に参画してまとまった新築移転構想が順調に事業化できるよう引き続き、助言する。

とくに実現には、国からの大幅な助成が不可欠なことから、国交省観光庁・文化庁が募集する「地域拠点づくり支援助成制度」の交付が進むよう国への働きかけを支援する。

②コナンの高い人気を背景に引き続き、海外各国へのPR活動を提案し交流派遣活動を主導する。ベトナム、インドネシア、イギリス、ペー

カー街、インドなどが訪問候補地として挙げられており、適宜に交流先を選択して実施する。これは例年、実施しているNPO会員海外研修旅行の形式で実施する。県国際交流財団の助成を申請する。

4. 研修旅行、会報発行、セミナーの開催その他

①会報発行 第19号を年度当初に発行する。

②「空の駅オヤジの会」への支援として、昨年度と同様に県協働提案連携推進補助金制度を活用し、星空観察会への支援、「空港かっこいいロード」沿線の活性化、賀露海岸のビーチスポーツ地整備の提言活動を進める。県と東京藝大との連携を見守り、その実現に寄与する。

③「鳥取県・中国友誼の集い」には実行委員会への参画を通じ、中国大使を講師に招聘しての講演会、県内大学への中国留学生連との交歓会を軸としたイベントの成功を期す。

大山泷水森林整備事業

令和4年度 事業計画案

1. 趣旨

近々、海外インバウンド来県も回復することを期待し、また当初からの趣旨である次世代を担う子供たちの健やかな成長を願い、その研修学習の場としての整備を進める。4月21日には当法人が、使用しているフィールド近隣で「西の麓っ原泷水天空キャンプ場」がオープンすることになり、家族連れや子供たちも含めて、利活用が出来る整備を進める。

2. 具体的な整備内容

①敷地内で遊歩道を開設し、道路表面に除伐した材をチップ化し、これを蒔いてサイクリング、ウォーキングが出来るように整備する。

②従来の、丸太切り、薪割り、コースターづくりをレクレーションメニューとして来場した子供たちが体感出来るよう指導、教育する。また、森林内でのゲームを楽しみながら、自然の素晴らしさを体感できるようにメニューを企画する。その一環として、過去に参加経験のある子供たちから、希望やアイデアを募集して実施化する。

3. 運営体制ほか

NPOとつり希望化計画21が担当する。また、BSS山陰放送、県、伯耆町、金屋谷部落等の関係者に支援を依頼する。令和4年度の適切な時期に、オープンセレモニーを実施する。

4. 予算

県補助金、NPOからの支出および寄付による200万円を充てる。

A-8

領収書

No.970

藤縄 喜和 様

(金額)

¥3,000*****

『明日への選択』地方議員ネットワーク年会費として

令和4年7月8日 上記正に領収致しました

『明日への選択』地方議員ネットワーク



A-9

領収書

一金 3,000 円也

令和4年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に領収いたしました。

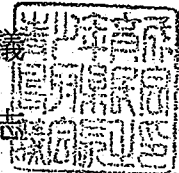
鳥取県議会議員

藤縄 喜和 様

令和4年7月21日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



『明日への選択』地方議員ネットワーク

「継続（更新）のお願い

謹啓

時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。平素より『明日への選択』地方議員ネットワークに格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて昨年、『明日への選択』地方議員ネットワークの年会費を賜りましてより早一年が経ちました。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮でございますが、今後も引き続き『明日への選択』地方議員ネットワークの会員としてご支援・ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げる次第でございます。

当ネットワークと致しましては、日本再生、地域再生の戦いはいよいよこれからが本番であり、国を愛し、国政をも正す志高き地方議員の結集を目指し、なお一層全力を傾けてまいり所存でございます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年会費（3000円）をご入金下さいますようお願い申し上げます。ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご支援のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の益々のご健勝とご活躍を心より祈念申し上げ、お願いとさせていただきます。

敬白

七月三日

『明日への選択』地方議員ネットワーク

藤縄 喜和 様

『明日への選択』地方議員ネットワーク 事務局

《住所》東京都千代田区飯田橋二ノ一ノ二 葛西ビル三〇二
日本政策研究センター内（〒102-0072）

《電話》03（5211）5231

《FAX》03（5211）5225

A-10

領収書

藤縄 喜和 様

金 10,000円也

但し、令和4年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和4年7月21日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 内田 博長



鳥緑委第81号
令和4年6月9日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
正会員 藤縄 喜和 様

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
理事長 内田 博長



公益社団法人鳥取県緑化推進委員会会費の納入について（依頼）

県議会議員の皆様には、当委員会の正会員として、日ごろから会の運営に格別
のご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本年度の事業につきましては、2月14日に開催した総会で承認いただいた
事業計画に基づいて進めているところであります。

つきましては、令和4年度会費10,000円をお願い申し上げます。

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
(鳥取県農林水産部森林・林業振興局内)
担当：井殿(事務局長) 堂園(書記)
電話：0857-26-7416


A-11 観光地におけるサイクリング等のアティビティの
 展開等について調査(北海道ニセコ町外)
 8月6日～8月9日

領 収 証

2022年08月18日

藤 縄 喜 和 様

金額	¥148,420※
----	-----------



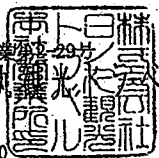
但し 2022/08/06発
 国内航空券代金/ANAとして

上記の金額正に領収いたしました。
 Ref. No. 0000031083

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

鳥取県知事登録旅行業第29号
 株式会社日ノ丸観光サービス
 本社営業所
 〒680-0921
 鳥取県鳥取市占海620



担当者印

TEL: 0857-22-4004
 FAX: 0857-22-0527

A-12.

領 収 証

藤 縄 喜 和 様 No. _____

★ 126400


但し 宿泊費として

2022年 8月 9 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	126400
消費税額等(0%)	0

北海道虻田郡倶知安町字山田179番地23
 Ezo Tourism Services 合同会社



収 入
印 紙

コクヨワーク1097

北海道ニセコ倶知安アウトドアツーリズム等視察調査

A-13

経費個別計算書

藤縄喜和 様

項目	税込単価	数量	計	摘要
コーディネート料	28,800	1	28,800	参加5人割当額
(連絡調整・随行日当)				
(宿泊料相当額)				
昼食代				別途
夕食代				別途
宿泊料				別途
レンタカー代				別途
レンタサイクル関係費用				別途
値引き			0	
計			28,800	

領収証

No. 006773

松田 正 様 2022 年 8 月 9 日

金額 ¥50400

印
紙

但しレンタカー代として 上記のとおり領収いたしました。

現金	
小切手	
手形	/
相殺	
ポイント	✓

Car Rental Hokkaido
カーレンタル北海道
Car Rental Okinawa
カーレンタル沖縄
オールレンタカー株式会社
千歳支店 〒066-0045 千歳市朝日町 8 丁目 1-1-6 TEL0123-22-4040 FAX0123-22-4050
那覇支店 〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目9番15号(ホテルレキサンダー) TEL098-867-8080 FAX098-867-8090

取扱者印

合計金額 56,947 円のうち、以下のとおり
当日利用者が負担。

- ・ 藤縄喜和議員が 10,000 円を負担
- ・ 常田賢二議員が 10,000 円を負担
- ・ 松田正議員が 9,347 円を負担
- ・ 鳥取県観光交流局が 27,600 円を負担

A-14



※内品書 (領収書)

北日本石油 (株) 苫小牧販売支店
千歳空港

北海道千歳市 朝日町 8 丁目
1206-63

TEL:0123-23-2324

SS:01114

2022年08月09日 12:02

伝票No. 0419
通番 2018

売上 VISA

11300
軽油 P03 ¥6547
数量 44.84(L)
単価 @146
(内軽油本体 ¥5108)
(内軽油税 @32.1 ¥1439)

合計 ¥6,547

(内消費税10%(対象 ¥5108) ¥464)
承認No. 0000707929 処理通番 07929

支払方法 通常

端末番号: 774057770111 IC

ATC: 014F カードシケル番号: 00

APL: [REDACTED]

AID: [REDACTED]

***** [REDACTED] カード *****

楽天カード番号 XXXXXXXXX [REDACTED]
ポイント対象金額: [REDACTED]
獲得予定ポイント: [REDACTED]
利用可能ポイント: [REDACTED]

取引コード: 01114-2022-0809-1202-2401

今回ポイントが反映するまで、3~4日
頂く場合がございます。

3148-3148 01 2022/08/09

軽油税には消費税はかかりません
レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様をお願いします

2022年8月18日

北海道ニセコ倶知安アウトドアツーリズム等視察調査

株式会社アーチ/ヒーロー北海道

代表取締役 高橋 幸博



金 86,400 円 (税込)

上記金額について領収しました。

日程 令和4年8月6日(日)～9日(水)

視察先 別途

参加者 藤縄喜和、松田正、常田賢二、長田洋一、中原登(計5名)

内訳

項目	税込単価	数量	計	備考
コーディネート料	144,000	一式	144,000	
(連絡調整・随行日当)	120,000			随行4日×30,000円
(宿泊料相当額)	24,000			宿泊3泊×8,000円
昼食代	別途			別途
夕食代	別途			別途
宿泊料	別途			別途
レンタカー代	別途			別途
レンタサイクル関係費用	別途			別途
値引き			▲57,600	
計			86,400	

A-15

山陰海岸リゾート三府県議会議員の会
総会と現地調査(京丹後市)

No. 202205993

ご利用明細書
DESCRIPTION



利用者名(GUEST NAME)

藤縄 喜和 様

〒627-0012
京都府京丹後市峰山町杉谷943
TEL:0772-62-5111 FAX:0772-62-5115
http://www.kissuien.jp/

部屋番号(ROOM NO)	到着日(Arrival)	出発日(DEPARTURE)	泊数(NIGHTS)	発行日付(DATE)
515	2022/08/30(火)	2022/08/31(水)	1	2022/08/30/(火)

日付 DATE	科目名称 DESCRIPTION	数量 QTY	単価 PRICE	金額 AMOUNT
08/30	御宿泊代 * < 内消費税 > < 小計 >	1	8,200	8,200 (745) 8,200
	【利用明細合計】 消費税対象額 ¥8,200			8,200 (745)
	楽天クレジット < 入金合計 >			8,200 8,200

注) #印は軽減税率適用対象商品

予約金 DEPOSIT	クーポン/バウチャー COUPON/VOUCHER	クレジット/他 CREDIT/ANOTHER	ご返金 REFUND
0	0	8,200	0

御請求金額 AMOUNT DUE	0 (内消費税 745)
---------------------	-----------------

ご署名
Signature

ご請求先
Company

領収証

RECEIPT

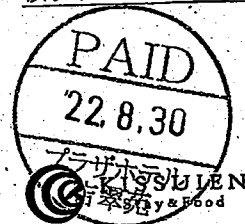
利用者名(GUEST NAME)

藤縄 喜和 様

ご利用合計	8,200 (内消費税 ¥745)	領収金額 RECEIPT	¥8,200-
消費税対象額	8,200 (745)	内税金	745
		ご入金	8,200
		ご返金	0

No. 202205993

領収年月日 2022/08/30/(火)



収入
印紙

〒627-0012
京都府京丹後市峰山町杉谷943
TEL:0772-62-5111 FAX:0772-62-5115
http://www.kissuien.jp/

但し、

8/30 晴天時版

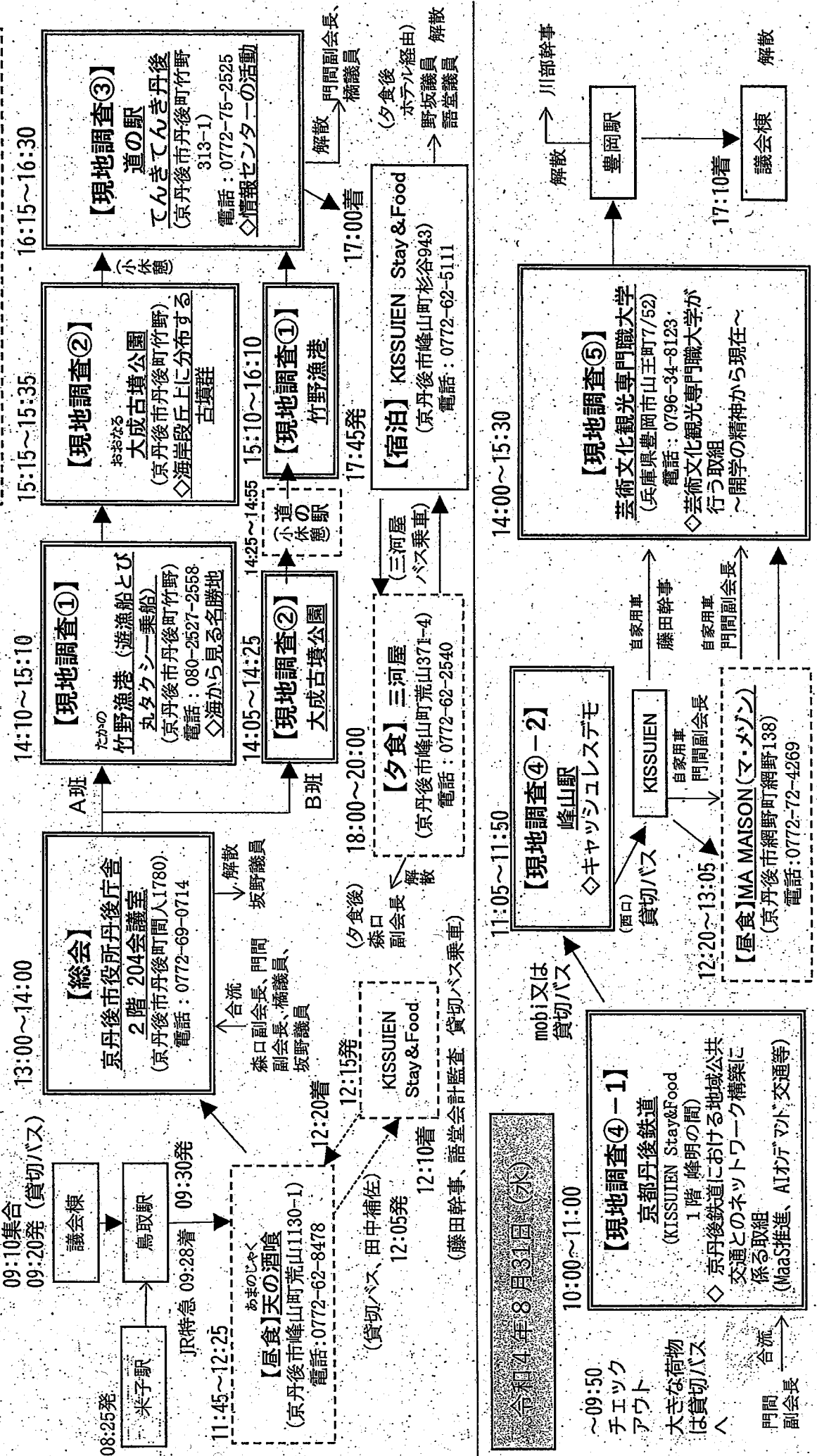
山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会

8/29現在

【参加議員】
 【バス】(鳥取県) 藤縄会長、広谷副会長、銀杏幹事長、瀧辺幹事、野坂幹事、川部幹事、福兵議員
 【自家用車】(京都府) 森口副会長、(兵庫県) 門間副会長、藤田幹事、橋議員、(鳥取県) 語堂会計監査、坂野議員

【随行職員】 田中 (森) 課長補佐、田中 (秀) 係長 (当日連絡)
 【貸切バス】 山崎運転士 (当日連絡)

令和4年8月30日(水)



9月4日

サイクルカーニバルの運営等調査

A-16

ご利用明細

ただいまのご利用明細をお確かめのうえ大切に大切に
お持ち帰りください。なお、裏面のご案内をあわせてご覧ください。

年 月 日 04-08-26 毎度ご利用いただきありがとうございます
ごぞいます。

取扱店番 機番 受付番号 取引 お取引内容

9718 お振込

銀行番号 支店番号 口座番号

お取扱紙幣 万円 5千円 千円 お取扱硬貨 お取引金額
¥4900

銀行使用欄 時刻 お取引後の元帳残高
0089521159 ¥

IC 手数料 ¥110

山陰合同銀行
淀江出張所
普通2153205
サイクルカーニバル IN YODOE 様へ

7シナワ ヨシカス 様から

0857282795 通番000012

請 求 書

令和4年8月23日

藤縄喜和様

米子市淀江町西原 1129-1

YONAGO サイクルカーニバル in YODOE 実行委員会

実行委員長 土井 一朗



YONAGO サイクルカーニバル in YODOE の参加費について、
下記のとおり請求します。

金 4, 9 0 0 円

《備考》

[大会開催日] 令和4年9月4日

[参加者名] 1名

鳥取県県議会議員 藤縄 喜和

下記口座に振込してください。

山陰合同銀行 淀江出張所 普通 2153205

サイクルカーニバル IN YODOE

実行委員長 土井 一朗

(サイクルカーニバルインヨドエジツコウイインチヨウドウイチロウ)



大山時間
DAISEN JIKAN

YONAGO CYCLE CARNIVAL

創 in YODOE 2022
2022.9.4 SUN
受付 8:00~8:50 終了15:00(予定)

参加料 **4,900円**「大会オリジナルTシャツ」をもらえなく進呈!

当日までにスマートフォンアプリ「RIDEFIELD-App」をダウンロードして
本大会へのエントリーを必ず完了してください。

会場 米子市淀江町福岡「淀江ゆめ温泉 白鳳の里」

コース 約62km 大山山麓の指定コース

■中学生以上でヘルメット着用のこと ■ロード・MTBなどのスポーツ車に限ります

締切 2022年7月31日(日) 〆切 <期限厳守> **先着300名**

※締切後、要綱等の必要書類を発送致します

申込
方法

参加お申し込みは
スポーツエントリー(本大会申込サイト)からの
インターネット申込みのみになります。
<https://www.sportsentry.ne.jp/event/t/87602>

SPORTS ENTRY



私たちは、鳥取うみなみロードのナショナルサイクルルート指定を目指しています!!

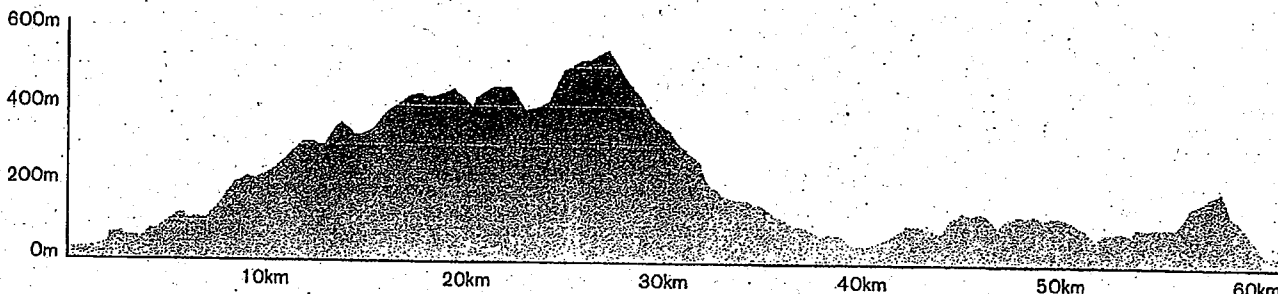
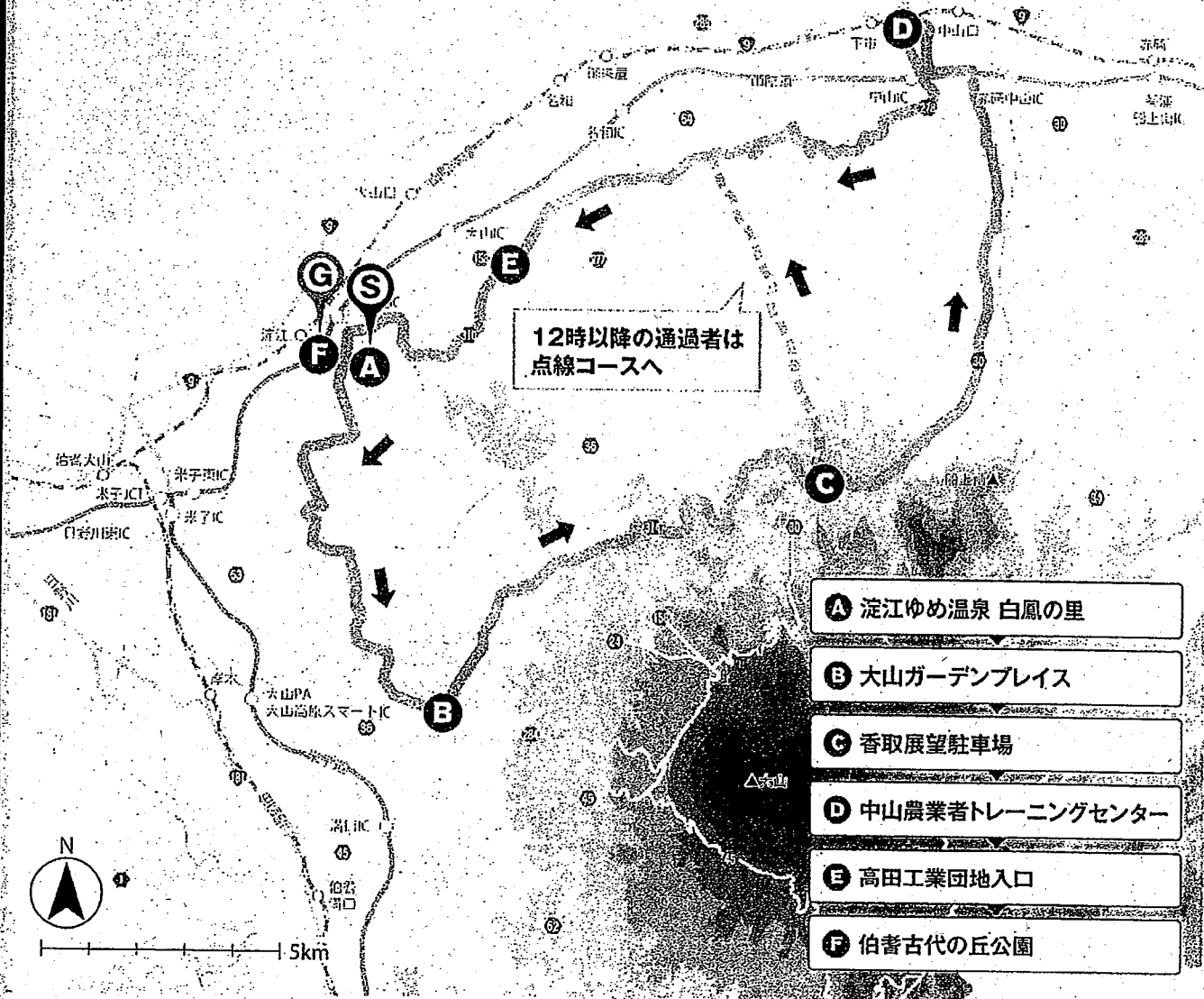
【主催】YONAGO サイクルカーニバル in YODOE 2022実行委員会・米子日吉津商工会
【共催】米子日吉津商工会青年部 【後援】鳥取県、米子市、日吉津村、大山山麓・日野川流域観光推進協議会、米子市観光協会
【協力】淀江町各自治会、鳥取西部農業協同組合淀江支所、鳥取県漁業協同組合淀江支所、小波浜親友会、Y・Yしよいや、上流石馬会、宇田川ボラ
ンティアグループ、淀江公民館、宇田川公民館、大和公民館、伯耆町、大山町、西部地区各商工会青年部、商工会女性部

YONAGO CYCLE CARNIVAL in YODOE 2022



詳細はコチラ!

距離 **61.4km** | 登り獲得標高 **+1,085m** | 下降標高 **-1,083m** | 最大勾配 **9.0%** | 最小勾配 **-12.8%**



●大会方法/本大会はコロナウィルス感染拡大を踏まえ、スマートフォンを利用した非接触システムを導入しています。スマートフォンをお持ちの方は必ずご持参下さい。なお、事前に専用アプリのダウンロードが必要となります。スマートフォンの充電はしっかりと行い、不安な方はモバイルバッテリー等ご準備下さい。なお、スマートフォンをお持ちでない方も参加は可能ですが別途案内を必ずご確認ください。コース上は誘導看板を設置しております。位置アプリやお渡しする地図でご自身の現在地を確認頂くようお願い致します。●機材及び携行品/メンテナンスを十分に行った車両でご参加下さい。ヘルメットは各自でご準備をお願いいたします。お忘れの場合はご参加いただけません。●参加資格/中学生以上の健康な方*開催10日以内に新型コロナウイルス感染者の陽性者と濃厚接触の可能性のある方、体調不良の方の参加はご遠慮ください。●申込方法/申込はスポーツエントリーにてインターネット申込となります。商工会での参加申込は受け付けておりません。なお、スポーツエントリーを初めて利用の方はメンバー登録が必要になります。●大会での事故等による補償の範囲は、大会主催者が加入する傷害保険の適用範囲内とします。死亡・後遺障害1,000万円、入院日額6,000円、通院日額1,000円。これ以外の補償は一切ありませんのでご了承ください。●その他/入金済みの参加料はいかなる理由でも返金は致しません。その他、スポーツエントリー記載事項をよく確認頂き、お申込みをお願いいたします。

A-17

10月23日

サイクリングイベント運営等調査

領収書

令和4年10月23日

鳥取県議会議員 藤縄喜和 様

鳥取中部ツーリズム協議会

代表 藤井 政至



金 5,000 円也

上記金額を正に受領いたしました。

但し、「グランフォンド倉吉」参加費として

県中部でのサイクリングイベント「グランfond倉吉」について

令和4年9月9日
中部総合事務所県民福祉局

県西部を中心にされてきたサイクルツーリズムであるが、県中部では民間の推進団体や開催イベント等がなく、推進体制や方法に課題が出ていた。

そのため、観光団体や地域団体、地元サイクリスト等に県が実施するサイクリング事業への参画を促し、民間主導での推進を模索してきたところ、地元サイクリスト達による中部一帯等を走行するロングライドイベントの企画につながり、この度、第1回大会(プレイベント)を10月23日(日)に開催されます。

1 大会の開催経緯

- ・ 県がサイクリング推進を図る中で、県中部にも熱心に活動しているサイクリストがいることが分かり、その主要な人物として、今回の主催者の中心人物である(株)R0藤井社長と(合同)ローディーネット津村代表等から意見を聞く他、県のサイクリング事業への参加を促してきた。
- ・ その結果、自ら中部地域初のサイクリングイベントの実施を企画され、県中部ならではの特性を生かした同イベントを継続開催していくことを目標に、今年度は先ず試験的な大会を企画している。

2 令和4年度大会計画概要

- 開催日 令和4年10月23日(日)
場 所 倉吉未来中心(スタート・ゴール)～中部全域、県東部・蒜山エリアの一部
参加目標 1,000～2,000名(参加対象：全国)
大会コース ロングコース16.4km、ミドルコース8.2km、ショートコース5.5km
※コース概要は別紙添付
その他 同日開催される福高祭(中部地震復興)とコラボして、各市町首長によるセレモニー走行をショートコースで実施する他、各市町に大会開催への協力を依頼している。また、中部の商工会の全面的な大会運営協力を得て、ボランティア等の人的な支援を確保している等、中部の各関係機関からの協力を得た大会づくりを進めている。

【運営主体】

- 主催 鳥取中部ツーリズム協議会(会長 藤井政至(株)R0代表取締役)
※イベントの継続実施のため立ち上げた任意団体。今後、NPO設立等の法人化を検討
サイクリング×ウェルネスツーリズムを目指すため団体名は“ツーリズム”としている
組織 (株)R0代表取締役 藤井政至、(合同)ローディーネット 津村佳英<事務局担当>、
(有)モリサキ 代表取締役 清水雅文、(株)ひまわり企画 倉吉シティホテル 中原健、
(有)向井組 代表取締役 向井康英、(株)新藤 代表取締役 新藤祐一、
鳥取科学器機(株)代表取締役 手石幸洋 等
協力 中部4商工会、中部商工会産業支援センター
鳥取県、倉吉市、湯梨浜町(以下、調整中)琴浦町、北栄町、三朝町
事業費 見込額2,460千円(収入：参加料、企業協賛金 ※県以外の補助金の見込なし)

3 来年度以降の方針

- ・ R5年度を本格的な大会と位置付け、300～500名規模の大会を開催する。
- ・ また、出来るだけ早い段階でサイクルツーリズム等を推進する法人化を検討し、継続的な推進体制の構築を図ると共に、年4回程度のイベントの継続開催を目指す。また、XR技術を活用した先進的な取組みを実施し、県内ナショナルサイクルルート指定、観光周遊ルート造成など、県の「サイクリストの聖地化」の取組と連携しながら、ポストコロナを見据えた拡大・転換を図る。

4 県の支援

中部圏域みんなで地方創生事業により支援する。補助率2/3 補助上限1,000千円

県はウィズコロナ、アフターコロナに適した観光振興策として、アウトドアツーリズム及びサイクルツーリズムの拡大を推進しているところであり、本イベントはサイクルツーリズムの動きが鈍い県中部広域にまたがるサイクリングイベントとして、県のサイクリスト聖地化事業や国交省ナショナルサイクルルート指定に向けた地域の盛り上がりとして寄与する重要な民間の動きであることから、その開催経費の一部を支援することとした。

倉吉を駆け抜ける

初開催

GRAN FONDO KURAYOSHI

グランフوند倉吉

2022.10.23 SUN



倉吉未来中心(ふれあい広場) 先着200名

前日受付

期日: 2022年10月22日(土)

午後2時~午後5時

場所: 倉吉未来中心(ふれあい広場)

対象: ミドルコース・ロングコース参加者

※参加者の方の当日の負担軽減、また安全上の面から前日受付を基本としています。
※当日受付をご希望の方はその旨をメールにて事前にご連絡ください。
※ショートコースの参加者は当日受付をお願いします。

当日受付・開始時間

ロングコース: 午前 6:00~(スタート 午前 7:00)

ミドルコース: 午前 8:00~(スタート 午前 9:00)

ショートコース: 午前 10:00~(スタート 午前10:35)

終了時間: 午後 5:00 (予定)

本大会について



地元のサイクリスト2名が中心となり、この大会を計画しました。私たちが、初めて開催の大会となります。コロナ渦で沈んでいる地域をなんとか活性化したいという想いで、急遽計画しました。全国の皆様はこの地域の良さを知っていただける機会となれば嬉しいです。サイクリングに適した鳥取県中部のロケーションをお楽しみください。皆様と共に、記念すべき第一回の大会を成功させたいと思います。沢山の皆様をお待ちしております。

鳥取中部ツーリズム協議会 代表 藤井政至 理事 津村佳英

参加料金

※プレ開催のため

164km ロングコース: 8,500円 6,000円(税込)

83km ミドルコース: 7,000円 5,000円(税込)

5.5km ショートコース: 1,500円(税込)

申込方法

参加申込は

「スポーツエントリー」にて受付中!

<https://www.sportsentry.ne.jp/event/t/88700>



私たちは、鳥取うみなみロードのナショナルサイクリルード指定を応援しています!

【主催】鳥取中部ツーリズム協議会

【共催】株式会社RO、合同会社ローディーネット

【協力】湯梨浜町商工会、三朝町商工会、北栄町商工会、琴浦町商工会、鳥取市西商工会、中部商工会産業支援センター、鳥取県、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、三朝町

大会に関するお問い合わせ

鳥取中部ツーリズム協議会

MAIL: tourism@jp-roady.net

<https://jp-roady.net/gf-kurayoshi/index.html>

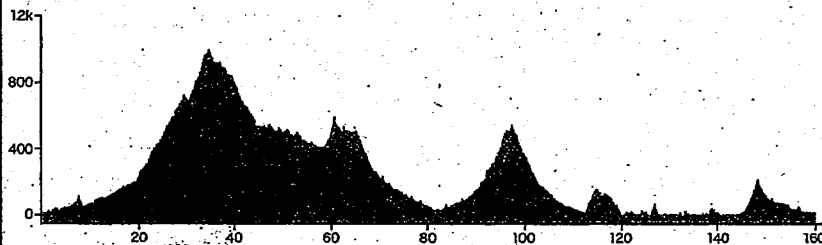
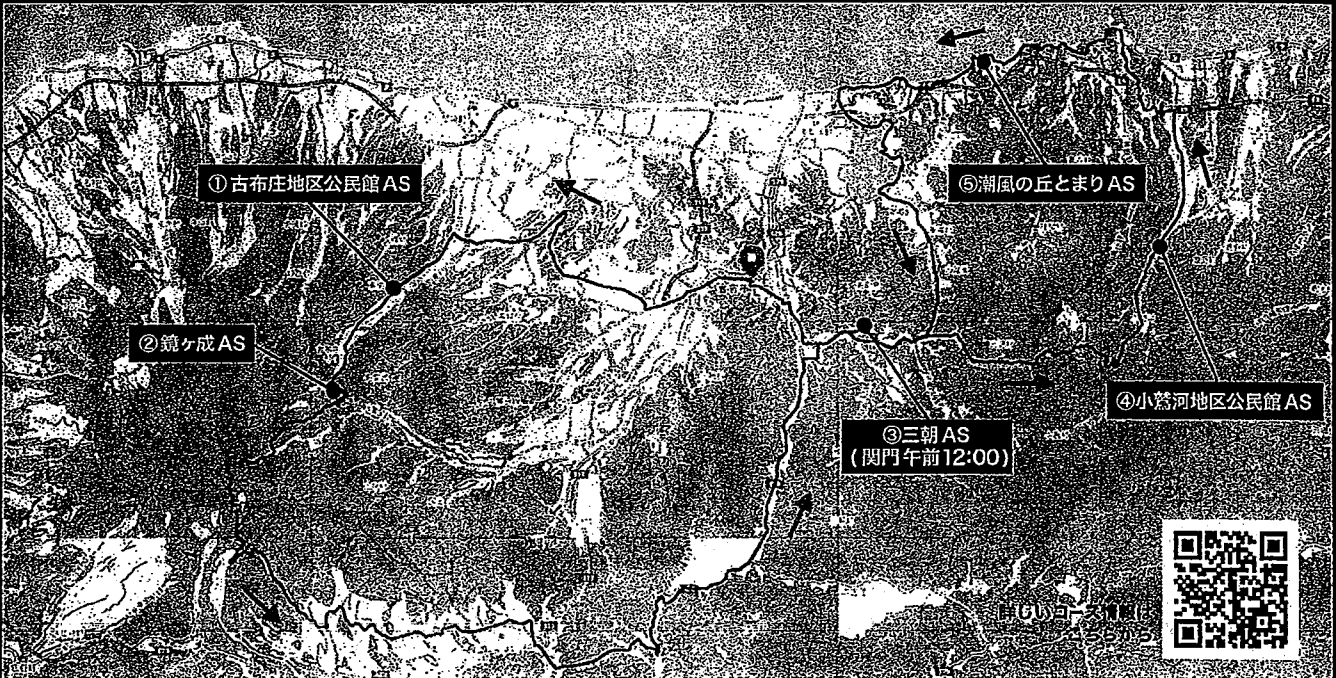


グランfond倉吉 コースマップ紹介

ロングコース

コース難易度 ☆☆☆☆☆ / 上級者向け

※ かなりハードなコースとなっております。
完走する自信のある方のみご参加ください。



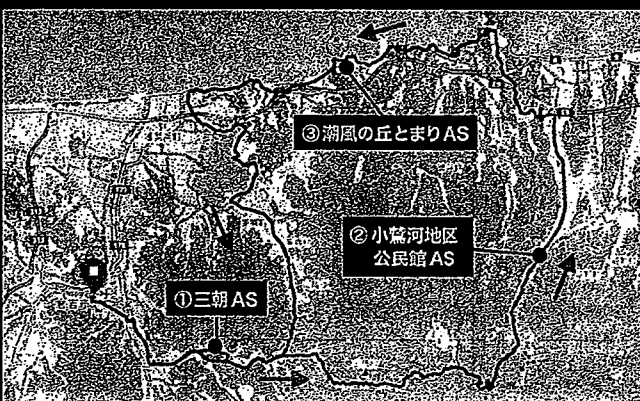
全長 **164km**

獲得標高 **+3,186 m / -3,186 m**

全長164キロ、獲得標高3,186メートルの上級者向けコースです。鳥取県中部の1市4町を通る自然豊かなコースで、最大標高1000mから一気に下る爽快感を是非ご体感ください。

ミドルコース

コース難易度 ☆☆☆☆☆ / 中級者～上級者向け



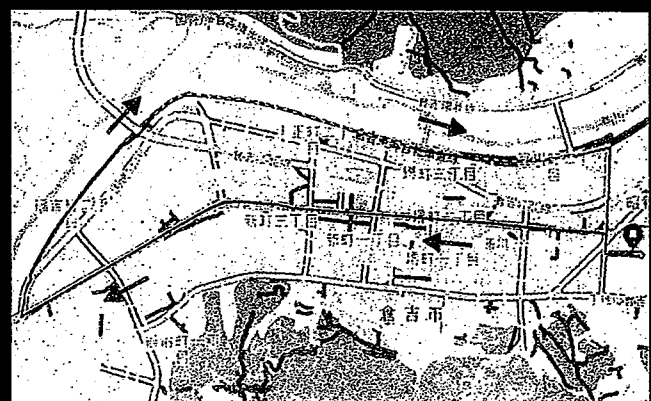
全長 **83km**

獲得標高 **+1,567 m / -1,567 m**



ショートコース

コース難易度 ☆☆☆☆☆ / 初級者向け



全長 **5.5km**

獲得標高 **+26 m / -26 m**



●大会形式 / 本大会はタイムを競うレースではなく、交通ルールを守って走行するサイクリングイベントです。コース上の一般車両の交通規制は致しません。●参加資格 / ①ロングコース、ミドルコース：16歳以上の健康な方。すべての未成年の方は保護者の同意が必要です。ショートコース：小学生以上の方。保護者の同伴が必要です。②大会規則・交通規則・マナーを遵守できる方、誓約書の内容を了承した方。③新型コロナウイルス感染拡大防止対策を守る方。●申し込み方法 / 申し込みはスポーツエントリーにてインターネット申し込みとなります。スポーツエントリーを初めてご利用の方はメンバー登録が必要になります。●保険 / 大会での事故等による補償の範囲は、大会主催者が加入する傷害保険の適用範囲内とします。死亡・後遺障害500万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円。これ以外の補償は一切ありませんのでご了承ください。●その他 / 入金済みの参加料はいかなる理由でも返金は致しません。その他、スポーツエントリー記載事項をよくご確認ください、お申し込みをお願い致します。

令和4年10月17日

倉吉記者クラブ加盟社 御中

鳥取中部ツーリズム協議会

代表理事 藤井政至

鳥取中部初開催のロングライド自転車イベント

全国から200人を超えるエントリー！

10月23日（日）開催の当会主催サイクルイベント「グランfond倉吉」の申込みを10月9日に締め切り、全国から200名を超えるエントリーがありました。

この「グランfond倉吉」のメインであるロングコースは、鳥取県中部全域の1市4町を通過するよう計画されており、標高約1000mを登る大山山系や、三徳山を超えていくような全長164キロのハードなコース設定ですが、そのコースの厳しさに魅力を感じて遠方から参加される方が多く、喜びのコメントも多数いただいております。

参加者の4割近くが県外で、遠くは東京・神奈川からも多数のエントリーもあり、急遽立案した大会ではあるものの、反響は予想以上のものでした。

ショートコースは当日受付も可能で、対象者を小学生以上とすることで家族連れの参加も期待しています。また、ショートコースには1市4町の首長をはじめ、鳥取県中部総合事務所長、大会運営に全面協力いただいた商工会を代表して北栄町商工会会長も参加され、コース途中に通過する打吹回廊で、同日開催の「福高祭」でのコラボレーション企画にも参加されます。

なお、スタート・ゴール地点となる主会場の未来中心ふれあい広場では、共催イベントとしてプレミアムカーの展示商談会も行います。発売されて間もない国内外の新型車両や、最新の電気自動車など、鳥取中部では珍しい車両を十数台展示の予定です。各ディーラーの営業担当者も常駐し商談にも対応します。

■出展社および出展車両（車両は全て新型車）

- ・㈱サンヨーオートセンター（レンジローバー、アウディ電気自動車、他2台 計4台予定）
- ・㈱アルコン（BMW電気自動車2台・SUV2台、MINI2台 計6台）
- ・日産プリンス鳥取販売㈱（フェアレディZ 1台）
- ・鳥取トヨタ自動車㈱（クラウン 1台）

計12台 ※出展車種や台数は変更になる場合があります

■グランfond倉吉 開催概要

1 開催日時：10月23日（日）7時～17時（受付：10月22日14時～17時、ショートコースのみ当日受付）

2 主会場：倉吉未来中心ふれあい広場

3 大会概要

(1) 概要

スタート時刻以降、順次スタートし、チェックポイントとなるエイドステーションで休憩や補給を行いながら、目的地（ゴール）まで、安全に走破することを目指す、サイクルイベント。

コースは、大会エリアの風光明媚な個所を通過し、走ることを楽しめるようにしている。
 ※タイムや順位を競うレースではありません

(2) 内容

- ・開催日程：2022年10月23日(日) スタート7:00 ゴール制限17:00
- ・開催地：鳥取県中部全域及び東部の一部(一部真庭市蒜山通過あり)
- ・スタート・ゴール：倉吉未来中心ふれあい広場
- ・大会コース：ロングコース16.4km(獲得標高3160m)/ミドルコース8.3km(獲得標高1566m)/(ショートコース5.5km(獲得標高25m))
- ・参加人数：約250名(内、ロング・ミドルで213名)
- ・その他詳細は大会公式サイトに記載

公式サイト：<https://jp-roady.net/gf-kurayoshi/index.html>



■日時・各コース概要等

令和4年10月23日(日) 倉吉未来中心ふれあい広場 朝7時スタート～最終17時頃

コース名 距離	人数	時間	場所
ロング 164km	124名	出発式 06:30	7時出発 @倉吉未来中心ふれあい広場
		↓(前半)	北栄町～琴浦町～江府町～蒜山(真庭市)を通過し三朝へ
		関門 12:00	三朝エイドステーション @ (株)新藤 会社前
		↓(後半)	三徳山～鹿野・気高・青谷町～湯梨浜町～波関峠で三朝へ
		最終 17:00	ゴール
ミドル 83km	90名	出発式 08:30	9時出発 @倉吉未来中心ふれあい広場
		最終 15:00頃	ゴール ※コースはロングの後半と同じコース
ショート 5.5km	15名 +α	出発式 10:35	10時40分頃 出発 @倉吉未来中心ふれあい広場
		通過 10:50	福高祭に合流 @打吹回廊。その後、旧市街地を1周
		最終 12:00	ゴール

■見どころ・取材エリア等

コース名	見どころ	取材推奨エリア	想定時間
ロング	獲得標高+3,160mと強烈なアップダウン ※獲得標高：各登り区間で得られる標高差の合計	地蔵峠(琴浦町) 三徳山(三朝町)	8:00～9:00頃 10:00～12:00頃
	各エイドステーションで休憩・おもてなし 中部の銘菓や地元飲食店の食べ物等を提供します	古布庄(琴浦町) (株)新藤(三朝町) 潮風の丘とまり	7:45～8:30頃 10:00～12:00頃 11:00～15:00頃
	風光明媚なエリアを通過するコース設定	泊漁港(湯梨浜町) 東郷池(湯梨浜町)	12:30～14:30頃 13:00～16:00頃
	※ロングの後半部分と同一コースのため、割愛		
ミドル			
ショー ト	1市4町の首長、北栄町商工会長、中部総合事務所 長が来賓出席し走行。福高祭オープニングにも合流	倉吉未来中心	10:35頃 出発
		打吹回廊	10:50頃 立寄

鳥取中部ツーリズム協議会事務局 Mail:tourism@jp-roady.net

TEL : 050-1215-1514

A-18

10月26日 山陰海岸サパー7三府県議会議員の会
要望活動(関係省庁・国会議員)

領 収 証

No. 013565

藤 縄 喜 和 様

令和 4 年 10 月 11 日

¥ 38,240 -



但し航空代金として
上記の金額正に領収しました

印
紙



鳥取市千代水2丁目1番1号2F

株式会社 **トラベルハウス**

TEL (0857) 37-3353 FAX (0857) 50-0120

A-19

宿舎〜浜松町

No003

お客様控
 [交通系ICカードご利用明細]
 加盟店名 フカワコウツウ イタハ
 シエイキ ヨウシヨ
 TEL 03-3969-1207
 車両番号 134
 カードNo. XXXXXXXXXX
 伝票番号 80411
 ご利用日 2022/10/27 10:34:52

運賃	2020円
通行料他	0円

交通系支払	2020円
交通系残高	1765円

店舗端末ID 200002603477

No003

領 収 書

毎度ご乗車ありがとうございます。

2022年10月27日
 車両番号 134
 運賃 2020円
 通行料他 0円

計 2020円
 交通系IC支払



布川交通 株式会社

板橋営業所
 東京都板橋区坂下3-13-7
 ☎03(3969)1207

◎お忘れ物・ご要望の際は、当社までお気軽にご連絡下さい。

A-20

ご請求明細書
STATEMENT



HOTEL MONTEREY HANZOMON

ホテルモンテレ半蔵門
HOTEL MONTEREY HANZOMON
〒102-0082 東京都千代田区一番町23番1号
3-3-45 Umeda Kitaku Osaka City 530-0001
TEL:03-3556-7111 FAX:03-3556-0717

お名前 藤縄 喜和 様

お部屋番号 1025 ご人数 1
ご到着 2022/10/25 ご出発 2022/10/27

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考
10/25	お預かり金 ポイントクーポン	1025		15,800	
	御宿泊料		7,700		*
10/26	御宿泊料	1025	9,100		*

ご請求金額

0 (内消費税: 1,527)
(内宿泊税等: 0)

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
伝票等につきましては、すでにお渡し済みでございますので、再発行致し兼ねます。

発行番号 102507109087 P 1 3 7 A AL AL
22/10/25 16:48 30726

ご署名

お名前 藤縄 喜和

領 収 書
様

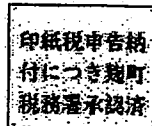
2022/10/25 102507109087

金額 ¥15,800-



但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。



ホテルモンテレ半蔵門
〒102-0082 東京都千代田区一番町23番1号
TEL:03-3556-7111 FAX:03-3556-0717

10月28日～10月30日
 国際サイクリング大会の
 運営等の現地調査

A-23

【宿泊・意見交換会代について】
 合計金額105,750円(振込
 105,200円+手数料550円)のうち、
 以下のとおり利用者が負担。

- ・藤縄喜和議員が42,675円を負担
- ・松田正議員が31,675円を負担

・内訳

宿泊費 19,000円×2泊 = 38,000円
 (上限) 13,300円×2泊 = 26,600円

~~意見交換会 4,675円~~

ご利用明細

なだいまのご利用明細をお確かめのうえ大切に保管してください。なお、裏面のご案内をあわせてご覧ください。

年	月	日	毎度ご利用いただきありがとうございます。	
04	10	25		
取扱店番	積番	受付番号	取引	お取引内容
		8110		お振込
銀行番号	支店番号	口座番号		
お取扱紙幣		お取扱現貨	お取引金額	
万円	5千円	千円	¥	
銀行使用欄	時刻	お取引後の元帳残高		
0072951324				
手数料 ¥550				
愛媛銀行				
ボーチェ松前出張所				
普通0001156				
(カ)フジ・トラベル・サービス 様へ				
トワトリケンキ カイシ ヲウミンシトウノウシ(
フジナフヨシカス マツダタタ 様から				
0857268067				
通番000020				

CD6-14C 30.022(K)

ご利用代金請求明細書

松田 正 様

A-25

2023/01/11

株式会社
本社
電話番号

2022年12月ご請求金額

129,301円

ご利用カード

カード

お支払い日	返済方法	引き落とし口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2022/12/27	口座振替		2022/12/20	ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2022/11/30	AMAZON.CO.JP	本人*	1回払い	1,485	0	1,485	1,485	0
2022/11/24	AMAZON.CO.JP	本人*	1回払い	3,200	0	3,200	3,200	0
2022/11/15	AMAZON.CO.JP	本人*	1回払い	5,886	0	5,886	5,886	0
2022/11/11	AMAZON.CO.JP	本人*	1回払い	2,999	0	2,999	2,999	0
2022/11/04	ST&G トールケツ	本人*	1回払い	550	0	550	550	0
2022/11/02	サンワダイレクト 楽天市場店	本人*	1回払い	4,181	0	4,161	4,161	0
2022/11/02	DMM 支払い	本人*	1回払い	5,000	0	5,000	5,000	0
2022/11/02	ETCカード売上	ETC*	1回払い	1,220	0	1,220	1,220	0
	フクサ							
2022/11/02	ETCカード売上	ETC*	1回払い	360	0	360	360	0
	カミヤイ							
2022/11/02	ETCカード売上	ETC*	1回払い	110	0	110	110	0
	スズ							
2022/11/02	ETCカード売上	ETC*	1回払い	1,630	0	1,630	1,630	0
	コバニヤ							
2022/11/01	ETCカード売上	ETC*	1回払い	150	0	150	150	0
	ヤギタ							
2022/11/01	ETCカード売上	ETC*	1回払い	1,710	0	1,710	1,710	0
	フクサ							
2022/11/01	ETCカード売上	ETC*	1回払い	1,160	0	1,160	1,160	0
	ヤギタ							
2022/11/01	ETCカード売上	ETC*	1回払い	1,220	0	1,220	1,220	0
	フクサ							
	イマ							
	イマ							
	フクサ							
2022/10/29	DMM 支払い	本人*	1回払い	3,000	0	3,000	3,000	0
	イマ							
	イマ							
	イマ							
2022/10/26	ミリタリーベース	本人*	1回払い	8,627	0	8,627	8,627	0
2022/10/26	ETCカード売上	ETC*	1回払い	420	0	420	420	0
	イマ							

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

【ETC料金について】

合計金額12,440円(10/28、30利用分)のうち、以下のとおり利用者が負担。

- ・ 藤縄喜和議員が6,220円を負担
- ・ 松田正議員が6,220円を負担

A-26

インターネット受付 領収書 (お客様控)

時間 13時 5分

領収日 2022年 6月 10日

収納店舗 No. 085726722

取次所 No. 085726722

申込No. 3715271614711590

受付番号: 306683

お客様氏名: 中原 登 様 (登録済受取)

発行所 No. 085726722

お問い合わせ先: JTBSスポーツステーション

電話番号: 06-6252-4009

お問い合わせ受付時間: 09:30-17:30

メールアドレス: jtbs@west.jtb.jp
ホームページ: https://jtbsports.jp/



お申込商品代金 31,750円

合計金額 31,750円

1人 6,350円

観光交流局
・鈴木俊一
・濱本修
・長田洋一

議員
・藤縄喜和
・松園正

計 5名 x 6,350円
= 31,750円

しまなみジャージ購入について

理解しました

参加申込者情報 3

松田 正

イベント名 [H: OSHIMA 30 今治⇄大島 (往復) 30km <一般枠>] 湖戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会 サイクリングしまなみ2022

開催日 2022年10月30日

参加申込種目 [H: OSHIMA 30 今治⇄大島 (往復)] <一般枠> ※小中学生3,000円

参加料 6,000円

インターネット決済代手数料 350円

その他料金

支払い金額合計 (税込) 6,350円

松田 正さんの申込内容

車種	ロードバイク
完走予想タイム	③3時間~4時間以内で完走できる
メールアドレス	[REDACTED]
大会当日緊急連絡先 (電話番号)	[REDACTED]
大会当日緊急連絡先 (住所)	鳥取県事務局・[REDACTED]
血液型	[REDACTED]
国籍	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]
昼間連絡先 (10:00~17:00につながるご連絡先)	[REDACTED]
FAX番号	[REDACTED]
前日受付会場	今治: 今治市役所
当日駐車場利用有無	有 (大新田公園駐車場)
第2希望	希望しない
重複申込について	上記内容について確認し、同意しました。
エントリーにあたって	上記内容について確認し、同意しました。
しまなみジャージ購入について	理解しました

参加申込者情報 4

藤縄 喜和

イベント名 [H: OSHIMA 30 今治⇄大島 (往復) 30km <一般枠>] 湖戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会 サイクリングしまなみ2022

開催日 2022年10月30日

参加申込種目 [H: OSHIMA 30 今治⇄大島 (往復)] <一般枠> ※小中学生3,000円

参加料 6,000円

インターネット決済代手数料 350円

その他料金

支払い金額合計 (税込) 6,350円

藤縄 喜和さんの申込内容

車種	ロードバイク
完走予想タイム	①2時間以内で完走できる

A-27 11月10日 鳥取県と台湾との交流推進に係る
要望活動

上限
14,800円

ご請求明細書
STATEMENT



HOTEL MONTEREY HANZOMON

ホテルモンテレ半蔵門
HOTEL MONTEREY HANZOMON

〒102-0082 東京都千代田区一番町23番1号
3-3-45 Umeda Kitaku Osaka City 530-0001
TEL:03-3556-7111 FAX:03-3556-0717

お名前 藤縄 喜和 様

お部屋番号 834 ご人数 1
ご到着 2022/11/10 ご出発 2022/11/11

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考
11/10	クレジットカード 御宿泊料	834	15,200	15,200	*

ご請求金額

0

(内消費税: 1,372)
(内宿泊税等: 100)

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
伝票等につきましては、すでにお渡し済みでございますので、再発行致し兼ねます。

発行番号 111007109814 P 1 3 7 A AL AL
22/11/10 14:53 30711

ご署名

領収書

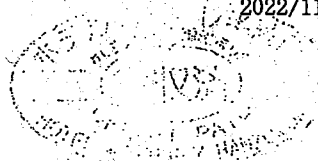
お名前 藤縄 喜和 様

金額 ¥15,200-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。

2022/11/10 111007109814



印紙税申告結
付につき廻町
税務署承認済

ホテルモンテレ半蔵門

〒102-0082 東京都千代田区一番町23番1号
TEL:03-3556-7111 FAX:03-3556-0717

A-28

領 収 証

No. 013946

鳥取県議会議員 藤 纈 喜 和 様

令和 4 年 11 月 8 日

¥ 38,240.-

但し 航空代金として
上記の金額正に領収しました

取扱者印

印
紙



鳥取市千代水2丁目 3-10-2F

株式会社 **トラベルハウス**

TEL (0857)37-3353 FAX (0857)50-0120

A-30

A-29

浜松所 ~ 宿舎

領 収 書

(交通系ICカード支払)

No. 2175

日付 2022年 11月 10日
車番 003485 0000
運賃 ¥2,100円

運賃料金計 ¥2,100円

合計金額 ¥2,100円

通行料・その他 円
上記金額正に領収致しました。

平 タクシー

ドア番号: 5

お忘れ物は下記所属団体へ



東友個人タクシー協同組合

平日9時から17時 03-3613-6121
時間外は日廻連東京都営業協同組合
03-5976-9166

お問い合わせは
(一社)東京都個人タクシー協会 TEL 3947-1461
ご要望は
(公財)東京タクシーセンター TEL 3948-0300

宿舎 ~ 浜松所

No008

お客様控

[交通系ICカードご利用明細]

加盟店名 ダイニホンコウツウ(カ)

カ)ニツホリ(エイ)

TEL 03-3891-8601

車番 2134

カードNo.

83567

伝票番号

ご利用日 2022/11/11 11:31:48

運賃 1780円
通行料他 0円

交通系支払 1780円
交通系残高 14879円

店舗端末ID 2000002316536

No008

領 収 書

2022年11月11日

車番 2134

運賃 1780円
通行料他 0円

計 1780円
交通系IC支払

お忘れ物は当社まで

大日本交通株式会社
日暮里営業所

TEL 03 (3891) 8601

ご要望は当社又は
(財)東京タクシーセンター (3648)0300

ICカード残高履歴の印刷用印刷

カード番号: ████████████████████

残高履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額		
1025	入	相模大野	出	鶴川	49799		
1025	入	鶴川	出	小 新宿	49453		
1026	入	地 新宿	出	地 東京	49264		
1025	物販				47634		
1026	物販				46211		
1026	入	国会議事	出	地霞ヶ関	46043		
1026	物販				44343		
1027	物販				43765		
1027	物販				41765		
1027	現金	毛浜松町			11765		
1027	入	毛浜松町	出	東毛羽2	11273		
1110	入	東毛羽2	出	毛浜松町	10761	492円	モノレール A-31
1110	物販				48681		
1110	物販				47901		
1110	現金	半蔵門			17901		
1110	入	半蔵門	出	地白金台	17702	199円	地下鉄 A-32
1110	物販				16827		
1111	入	半蔵門	出	永田町	16659	168円	地下鉄 A-33
1111	物販				14879		
1111	入	毛浜松町	出	東毛羽2	14387	492円	モノレール A-34

2022.11.11 12:11 東毛羽2駅 A05発行

ご利用ありがとうございます。

東京モノレール株式会社

【様式】

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 藤縄喜和

領収書等番号: A-35

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係 (自由民主党)	11,852	収支計算書のとおり
伊賀県議会看護問題対策研究 議員連盟	257	"
山陰海岸ゾオパーク推進三府県議会 議員の会	3,682	"
北朝鮮拉致問題早期解決促進伊賀県議会 議員連盟	3,038	"
政務活動費計上額合計	51,976	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

B-1

領収証

鳥取県議会議員 藤縄 喜和 様

領収日	令和4年5月24日
領収番号	2519445

領収金額 **198,000 円**
(消費税等 18,000 円を含む)

期 間 令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月

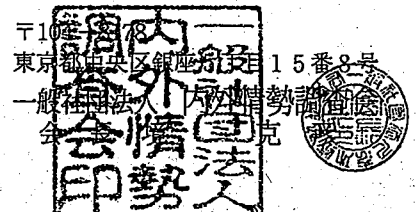
当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	[配信先]	数量	月 額	月数	領収金額
会費		1	15,000 (消費税)	12	180,000 18,000)
合計					198,000

上記の通り領収いたしました。
この件についてのお問合せは、鳥取支局

までお願い致します。(TEL 0857-22-2800)

発行責任者 事務局長 小山 昌樹 連絡先 03-3546-7021
事務担当者 東京事業推進部長 石田 保幸 連絡先 03-3546-7037



E-3

令和4年4月～6月(3ヶ月分) ¥3,000

領 収 証 藤 縄 喜 和 様 No. _____

★ **¥ 1 2, 0 0 0** ※

但 資料代として

令和 3 年 8 月 5 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55

日 本 会

〒153-0042東京都目黒区青葉台3-

TEL03(3476)5611FAX03(3476)5612



取 入
印 紙

E-4

令和4年7月～5年3月(9ヶ月分) ¥9,000

領 収 証 藤 縄 喜 和 様 No. _____

★ **¥ 1 2, 0 0 0** ※

但 資料代として

令和 4 年 9 月 22 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55

日 本 会

〒153-0042東京都目黒区青葉台3-

TEL03(3476)5611FAX03(3476)5612



取 入
印 紙

日本の息吹

令和4年8月1日発行
(毎月1回1日発行)通巻第417号

月刊
令和4年
NIPPON
NO
IBUKI

8

誇りある国づくりをめざすオピニオン誌

417

日本会議

- 靖國と生命／執行草舟 ●参院選と憲法改正／百地章
- ウクライナ戦争と日本の安全保障／河野克俊
- 皇統を守る道—旧皇族の皇籍復帰を実現するために／勝岡寛次



E-5

令和4年4月～7月(4ヶ月分) ¥2,333円

切り取り線

領収書

No.963407

藤縄 喜和 様

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(令和3年8月号～4年7月号)として
令和3年8月2日 上記正に領収致しました

日本政策研究



E-6

令和4年8月～令和5年3月(8ヶ月分) ¥4666円

領収書

No.973507

藤縄 喜和 様

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(令和4年8月号～5年7月号)として
令和4年7月8日 上記正に領収致しました

日本政策研究



〒680-0941
鳥取市湖山町北4丁目812

藤縄 喜和 様

『明日への選択』年間購読 更新のお願い

謹啓 時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。常日頃より月刊『明日への選択』誌をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴方様にご購読いただけてまいりました『明日への選択』のご契約期間が、令和4年7月をもって満了でございます。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、今後も引き続きこれまで同様、『明日への選択』を定期購読賜りますよう心よりお願い申し上げます。当センターと致しましては、今後ともなお一層誌面の充実に努力いたす所存でございます。何卒ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年間購読料(7,000円)をご入金下さいますようお願い申し上げます。また、もし都合によりご継続いただけない場合は、その旨をハガキもしくはファックスにて下記連絡先までご一報願えればありがたく存じます。

末筆ながら、藤縄様の一層のご健勝を祈念申し上げ、ご継続のお願いとさせていただきます。

敬白

令和4年7月3日

《お振込み先・お問合せ先》

日本政策研究センター TEL 03-5211-5231 FAX 03-5211-5225

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-2 葛西ビル302

郵便振替 00110-5-191364 日本政策研究センター

銀行口座 ゆうちょ銀行 ○一九店 (当)0191364

三菱UFJ銀行 神楽坂支店 (普)0795659 (株)日本政策研究センター

「維持会員」募集中！！

維持会員(年会費2万円よりご随意。『明日への選択』年間購読料を含む)には、『明日への選択』『ネットワークニュース』に加え、FAXでも各種情報をお届けいたします(不定期)。今回のご継続の機会に、維持会員のご検討を賜われれば大変ありがたく存じます。(分割でのご入金も可能です)

E-7

領 収 証

藤 縄 喜 和 様

No. 2022年4月8日

金 額											
			¥	1	5	0	0				

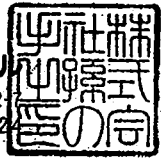
現金
小切手

但し 旅行代金()
その他(書籍 (Food Camp) 3冊(17))

上記の通り領収致しました

収入印紙
 税抜金額
 消費税等

担当者
株式会社 孫の手 孫の手トラベル
 〒963-0105 福島県郡山市安積町長久保一丁目2
 TEL: 024(945)1313 FAX: 024(945)1324



E-8

領 収 証

藤 縄 喜 和 様

No. _____


金 額											
			¥	7	5	0	0				

内 訳
 現 金
 小 切 手 /
 手 形 /

消費税額等(%)
 消費税額等(%)

恒 柵子代として
 令和4年5月11日 上記正に領収いたしました
 鳥取市福部町湯山2164-971
 山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター
 前田武志

登録番号



E-9

払込受領証

請求明細

注文確定日: 購読ID 雑誌名購読商品名
2022/04/07 115111 BICYCLE CITY (バイシクル・シティ) 1年

払込人氏名	受取人
藤岡 喜和 様	Fujisan.co.jp 0570-200-223 cs@fujisan.co.jp
顧客番号	
金額 6,000円 (内消費税 545円)	収納代行 株式会社アプラス

55658
取扱い印
24.77
印紙
金額訂正された払込票は
コンビニエンスストアでは
お取扱できません

収納手数料お客様負担

(お客様控え)

E-10

領収証

藤縄 喜和 様

領収日	令和 4 年 5 月 24 日
領収番号	2511435

領収金額 **52,800 円**
(消費税等 4,800 円を含む)

期 間 令和 4 年 4 月 1 日~令和 5 年 3 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月 額	月数	領収金額
内外教育		1	4,000 (消費税)	12	48,000 4,800
合計					52,800

上記の通り領収いたしました。
この件についてのお問合せは、 鳥取支局

までお願い致します。 (TEL 0857-22-2800)

発行責任者 経理局長 岩本 明 連絡先 03-3524-6081
 事務担当者 集計部長 角野 恭子 連絡先 03-3524-6100



E-11

領 収 書

藤縄 喜和 様

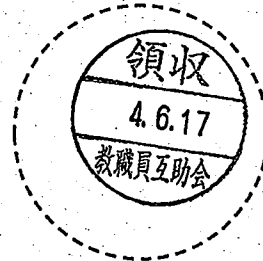
領収金額 1,500円

品 名	令和4年度 鳥取県教育関係職員録
数 量	1冊
単価(税込)	1,500円
金 額	1,500円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会

領収日付印



E-12

領 収 証

E-98-10

住 所 _____ 2022年6月20日

氏 名 藤縄 喜和 様

コード _____ 請求書No. _____

金 額			万	千	百	十	円
			7	4	0	7	0

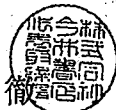
但し「変見自在」「危機の外交」代として
1650円 2,420円

No. 123103

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
株式会社 今井書店
代表取締役 舟 木



扱者印
[Redacted]

E-14

10

領 収 証

藤縄 喜和 様

令和 4 年 7 月 29 日

¥ 1,100 -

但し 令和4年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯耆郡湯原町はわい長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店
中 篤

TEL (0858)35-4411(代)
FAX (0858)48-5010



E-15

領 収 証

住 所

2022年 7月 28日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード

請求書No. 500167192

金 額			万	千	百	十	円
			7	1	9	3	0

但し「月刊 Hanada 09」「マシマシ」
 代り 950円 980円

No. 124116

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
 株式会社 今井書店
 代表取締役 舟 木



扱者印

E-16

領 収 証

住 所

2022年 8月 2日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード

請求書No.

金 額			万	千	百	十	円
			7	1	2	0	0

但し「月刊 Hanada セリフ」
 代り

No. 124129

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
 株式会社 今井書店
 代表取締役 舟 木



扱者印

E-17

領 収 証

住所 _____

2022年10月4日

氏名 藤縄喜和 様

コード _____

請求書No. _____

金額			万	千	百	十	円
			¥	7	9	6	8

但し書籍「安信晋三終極の闘」永朝日
々々各々代として

No. 124661

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
株式会社 **今井書店**
代表取締役 舟 木



扱者印
[Redacted]

E-18

「100年分の浦富名勝案内」
いねがガイドクラブ代表
油浅郁夫 著

鳥取市若桜町34
横山書店
0857(22)4506

2022年11月2日(水)No0

部門05 見 言十 ¥1,320非

7265 11時42分

E-19

領 収 証

住所 _____

2023年2月7日

氏名 藤縄喜和 様

コード _____

請求書No. _____

金額			万	千	百	十	円
			¥	2	7	5	0

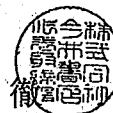
但し「おれとてそとて大々守獵入門」
代として

No. 127387

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
株式会社 **今井書店**
代表取締役 舟 木



扱者印
[Redacted]

E-20

領 収 証

住 所

2023年 3月 5日

氏 名 藤 縄 喜 和 様

コード XXXXXXXXXX

請求書No.

金 額			万	千	百	十	円
			¥	/	9	8	0

但し「安倍晋三回顧録」
代として

No. 132291

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
株式会社 **今井書店**
代表取締役 舟 木



扱者印
XXXXXXXXXX

E-21

新開代

19	04-04-25	200	*2,260	日本海湖山西
20	04-04-25	振込トウリケン ケンギカイ	*4,500	
21	04-04-26	200	*3,400	シブアンダイ(SMFS)
22	04-04-26	200	*4,000	シブアンダイ(SMFS)
23	04-04-26	200	*3,300	新聞購読料

7	04-05-25	200	*2,260	日本海湖山西
8	04-05-26	200	*3,400	シブアンダイ(SMFS)
9	04-05-26	200	*4,000	シブアンダイ(SMFS)
10	04-05-26	200	*3,300	新聞購読料

20	04-06-27	200	*3,400	シブアンダイ(SMFS)
21	04-06-27	200	*4,000	シブアンダイ(SMFS)
22	04-06-27	200	*2,260	日本海湖山西
23	04-06-27	200	*3,300	新聞購読料

7	04-07-25	200	*2,260	日本海湖山西
8	04-07-26	200	*3,400	シブアンダイ(SMFS)
9	04-07-26	200	*4,000	シブアンダイ(SMFS)
10	04-07-26	200	*3,300	新聞購読料

22	04-08-25	200	*2,260	日本海湖山西
23	04-08-26	200	*3,400	シブアンダイ(SMFS)
24	04-08-26	200	*4,000	シブアンダイ(SMFS)
1	04-08-26	200	*3,300	新聞購読料

12	04-09-26	200	*3,400	シブアンダイ(SMFS)
13	04-09-26	200	*4,000	シブアンダイ(SMFS)
14	04-09-26	200	*2,260	日本海湖山西
15	04-09-26	200	*3,300	新聞購読料

E-21

新園代

2304-10-25	200	*2,600	日本海湖山西
2404-10-26	200	*3,400	シンフンターイ(SMFS)
104-10-26	200	*4,000	シンフンターイ(SMFS)
204-10-26	200	*3,300	新聞購読料
1104-11-25	200	*2,600	日本海湖山西
1204-11-28	200	*3,400	シンフンターイ(SMFS)
1304-11-28	200	*4,000	シンフンターイ(SMFS)
1404-11-28	200	*3,300	新聞購読料
2404-12-26	200	*3,400	シンフンターイ(SMFS)
104-12-26	200	*4,000	シンフンターイ(SMFS)
204-12-26	200	*2,600	日本海湖山西
304-12-26	200	*3,300	新聞購読料
1105-01-25	200	*2,600	日本海湖山西
1205-01-26	200	*3,400	シンフンターイ(SMFS)
1305-01-26	200	*4,000	シンフンターイ(SMFS)
1405-01-26	200	*3,300	新聞購読料
205-02-27	200	*3,400	シンフンターイ(SMFS)
305-02-27	200	*4,000	シンフンターイ(SMFS)
405-02-27	200	*2,600	日本海湖山西
505-02-27	200	*3,300	新聞購読料
1205-03-27	200	*3,400	シンフンターイ(SMFS)
1305-03-27	200	*4,000	シンフンターイ(SMFS)
1405-03-27	200	*2,600	日本海湖山西
1505-03-27	200	*3,300	新聞購読料

E-22

新聞代

三
—
—普通貯金
(兼お借入明細)自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引
03-06-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
03-07-26	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
03-08-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
03-09-27	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
03-10-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
03-11-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
03-12-27	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-01-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-02-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-03-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-04-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-05-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-06-27	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-07-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-08-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-09-26	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-10-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-11-23	A T M入金		*20,000	
04-11-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
04-12-26	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
05-01-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
05-02-27	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
05-03-27	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	
05-04-25	農業新聞	*2,623	ウキヨウシンブン	

他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。
なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の
ナス「-」
はお借入残

108,332 × 80%
= 86,665円

F-1

領収書
藤縄喜和 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 19.5g
@73 1,484通 ¥108,332
小計 ¥108,332

郵便物引受合計通数 1,484通
課税計 (10%) ¥108,332
(内消費税等 ¥9,848)
非課税計 ¥0

△計 ¥108,332
お預り金額 ¥110,000
おつり ¥1,668

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月19日 14:13
発行No. 220419A5400 端N49箱01
連絡先: 鳥取大正郵便局
TEL:0857-24-3805

47,031 × 80%
= 37,624円

F-2

領収書
藤縄喜和 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 19.5g
@73 459通 ¥33,507
小計 ¥33,507

第一種定形 19.5g
@84 161通 ¥13,524
小計 ¥13,524

郵便物引受合計通数 620通
課税計 (10%) ¥47,031
(内消費税等 ¥4,275)
非課税計 ¥0

△計 ¥47,031
お預り金額 ¥50,001
おつり ¥2,970



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月21日 12:05
発行No. 220421A5428 端N49箱01
連絡先: 鳥取大正郵便局
TEL:0857-24-3805

30,744 × 80%
= 24,595円

15,792 × 80%
= 12,633円

F-3

領収書
藤縄喜和 様

[別納引受]
第一種定形 20.0g
@84 188通 ¥15,792
小計 ¥15,792

郵便物引受合計通数 188通
課税計 (10%) ¥15,792
(内消費税等 ¥1,435)
非課税計 ¥0

△計 ¥15,792
お預り金額 ¥20,002
おつり ¥4,210



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月22日 10:37
発行No. 220422A8591 端N78箱01
連絡先: 鳥取湖山北郵便局
TEL:0857-21-4870

F-4

領収書
藤縄喜和 様

[別納引受]
第一種定形 24.5g
@84 366通 ¥30,744
小計 ¥30,744

郵便物引受合計通数 366通
課税計 (10%) ¥30,744
(内消費税等 ¥2,794)
非課税計 ¥0

△計 ¥30,744
お預り金額 ¥35,000
おつり ¥4,256



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 6月13日 9:06
発行No. 220613A5578 端N71箱50
連絡先: 鳥取富安郵便局
TEL:0857-24-3810

とっとり情報かわら版 (No. 37) 按分率積算根拠

【対象外面積】

○A (鳥取応援団、水泳連盟報告会)

$$\text{タテ } 18.5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 28 \text{ cm} - \text{タテ } 5 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 6 \text{ cm} = \underline{488 \text{ cm}^2}$$

【紙面サイズ (A3両面)】

$$\text{タテ } 42.0 \text{ cm} \times \text{ヨコ } 29.7 \text{ cm} \times 2 = \underline{2,494.8 \text{ cm}^2}$$

【按分率】

$$(2,494.8 \text{ cm}^2 - 488 \text{ cm}^2) \div 2,494.8 \text{ cm}^2 = 80.4\% \Rightarrow \underline{80\%}$$

F-5 (80%) 783750 x 80% = 627,000円

領収書

No. 20

藤 穂 喜 和 様

金額 7783,750.-

但 見政払い

2022年10月24日 上記正に領収いたしました



My
Graphic
Design
Work ■ マイ・グラフィックデザイン・ワーク



☎680-0844 鳥取市興南町55-2 TEL.0857-23-1259 FAX.0857-23-1279

F-6 $473,000 \times \frac{1}{2} = \underline{236,500円}$

領 収 証

藤 穂 喜 和 様 No.

〒714-0001 鳥取県鳥取市興南町55-2

内 訳

現金

小切手

手形

消費税(10%) 778,375.00

消費税(8%) 378,000.00

内税額計 7,427,375.00

Info Shape

☎680-0844

〒714-0001 鳥取県鳥取市興南町55-2

TEL.0857-23-1259 FAX.0857-23-1279

5類への引き下げ否定

平井知事「公費負担なくなる」

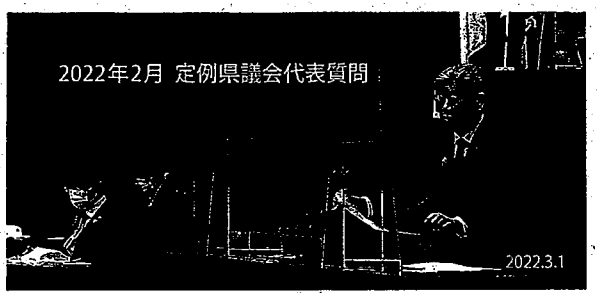
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、医療機関での検査費用が、感染拡大が止められず、検査費用が公費負担となる。平井知事は「公費負担なくなる」と述べ、検査費用の引き下げを否定した。

平井知事は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、医療機関での検査費用が、感染拡大が止められず、検査費用が公費負担となる。平井知事は「公費負担なくなる」と述べ、検査費用の引き下げを否定した。

WELCOME 鳥取で延長

今月末まで、県民の県内利用

鳥取県は1日、新型コロナウイルス対策の宿泊施設割引などを受け、WELCOME 鳥取キャンペーンの延長を発表した。期間は3月末まで延長された。山陰両県が両県民の県内利用を促進する。期間は3月末まで延長された。山陰両県が両県民の県内利用を促進する。



2022年2月 定例県議会代表質問

2022.3.1

- 1 平井県政4期目の最終年度に向けて
 - 2 新型コロナウイルス感染症の克服に向けて
 - 3 ポストコロナを見据えた持続可能な地域社会の実現に向けて
- ① 人口減少時代における持続可能な地域づくりについて
 - ② ポストコロナを見据えた観光・交流の推進について
 - ③ 本県産業の持続的な発展に向けて
 - ④ 安心・安全な・県民生活の実現に向けて
 - ⑤ たくましく自立する子どもの育成に向けて
 - ⑥ 高齢化社会における更なる交通事故防止対策について



自席で過及質問をする

ロシア関連事業凍結

鳥取県 情勢緊迫で執行困難

ロシアのウクライナ侵襲を受け、鳥取県は1日、ロシア関連の事業の凍結を発表した。鳥取県は1日、ロシア関連の事業の凍結を発表した。鳥取県は1日、ロシア関連の事業の凍結を発表した。



2020.2.9 台湾台中市ランタンフェスティバル点灯式



2021.12.16 兵庫県新温泉町 山陰海岸ジオパーク 現地調査 山陰海岸ジオパーク 玄武岩の玄さん



2022.8.21 羽合海岸をバックに

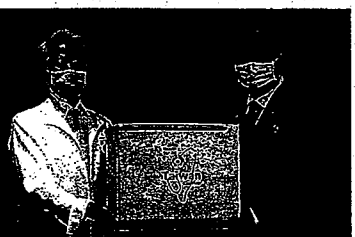
知事の駄じやれ

答弁に県議苦言

鳥取県議会議員は23日、知事に対する苦言を述べた。鳥取県議会議員は23日、知事に対する苦言を述べた。鳥取県議会議員は23日、知事に対する苦言を述べた。

感染防止に役立てて

県日台親善協会 4機関にマスク贈る



医療現場で役立ててもらおうとマスクを寄贈した 藤岡会長(右)=26日、鳥取市江津の県立中央病院

鳥取県日台親善協会は26日、新型コロナウイルスの感染拡大防止に役立ててもらおうと、サシカルマスクを4機関に寄贈した。同協会は26日、新型コロナウイルスの感染拡大防止に役立ててもらおうと、サシカルマスクを4機関に寄贈した。

山陰海岸ジオ推進へ要望書

鳥取県は1日、山陰海岸ジオパーク推進の要望書を提出した。鳥取県は1日、山陰海岸ジオパーク推進の要望書を提出した。鳥取県は1日、山陰海岸ジオパーク推進の要望書を提出した。



平井知事(左)に要望書を手渡す藤岡会長(左から2人目)＝鳥取県庁

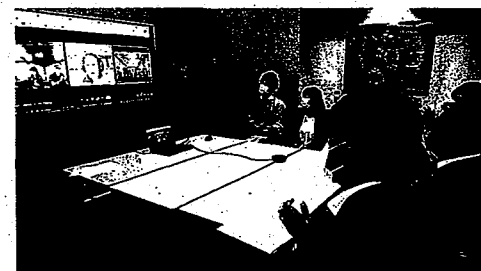
藤岡会長と鳥取県議は3日までに、ジオパーク活動の推進に関する要望書を鳥取県の平井知事に提出した。藤岡会長と鳥取県議は3日までに、ジオパーク活動の推進に関する要望書を鳥取県の平井知事に提出した。

要望書では、日本ジオパークネットワークと連携した国内外での認知度向上や、集客の見込める関西地域との交通利便性向上や、体験型イベントの開発やPR活動の持続可能な開発目標(SDGs)と連動した行動プログラムの作成など、3つの府県が足並みをそろえて取り組むよう要望した。



2020.3.4 日台親善協会総会(大阪府堺市長李世丙氏を招いて)

台湾とオンラインでつないで行われた決起集会



鳥取一台湾定期便化へ決起 関係者がオンラインで集会

鳥取県と台湾の相互交流の促進と両地域を結ぶ航空路線の定期便化を目指す「鳥取台湾定期便化推進委員会」が、鳥取と台湾をオンラインでつないで開かれた。鳥取県と台湾の相互交流の促進と両地域を結ぶ航空路線の定期便化を目指す「鳥取台湾定期便化推進委員会」が、鳥取と台湾をオンラインでつないで開かれた。

鳥取県と台湾の相互交流の促進と両地域を結ぶ航空路線の定期便化を目指す「鳥取台湾定期便化推進委員会」が、鳥取と台湾をオンラインでつないで開かれた。鳥取県と台湾の相互交流の促進と両地域を結ぶ航空路線の定期便化を目指す「鳥取台湾定期便化推進委員会」が、鳥取と台湾をオンラインでつないで開かれた。

F-7 県政だより ポスティング代金 (100%)

領収証

藤縄 喜和 様

No. 22544

¥ 452,000-

但 ポスティング配送料として

5年 11月 22日 上記正に領収いたしました



<求人情報誌>

ビーフリー



鳥取市京町3丁目184 TEL(0867)21-8011 FAX(0867)21-8012

令和 5 年 4 月 26 日

G-1

藤縄 喜和 様

中国電力株式会社

電気料金お支払いのご照会について

毎度、電気をご利用いただき、ありがとうございます。
ご照会の件について下記のとおりご回答申し上げます。

記

ご使用場所 鳥取県鳥取市湖山町北4丁目8-1-2

お客さま名 藤縄 喜和

ご契約番号

契約種別 ファミリータイム2

年月	電気料金 (円)	消費税等 相当額 (再掲)(円)	燃料費等 調整額 (再掲) (円)	再エネ発電 賦課金 (再掲) (円)	使用電力量 (kWh)	お支払年月日
05-03	47,057	4,277	12,400.48	5,354	1,552	2023-04-07
05-02	61,138	5,558	16,733.57	6,689	1,939	2023-03-08
05-01	80,660	7,332	31,466.90	7,227	2,095	2023-02-07
04-12	60,492	5,499	23,536.04	5,654	1,639	2023-01-12
04-11	40,341	3,667	14,997.84	3,946	1,144	2022-12-07
04-10	29,049	2,640	9,895.36	2,953	856	2022-11-08
04-09	23,166	2,106	6,610.43	2,418	701	2022-10-07
04-08	30,538	2,776	6,706.62	3,291	954	2022-09-07
04-07	20,993	1,908	3,942.12	2,490	722	2022-08-05
04-06	19,065	1,733	3,014.36	2,470	716	2022-07-07
04-05	26,692	2,426	3,989.70	3,529	1,023	2022-06-07
04-04	31,720	2,883	4,529.65	4,169	1,241	2022-05-11
合計	470,911	42,805	137,823.07	50,190	14,582	

以上

9-2

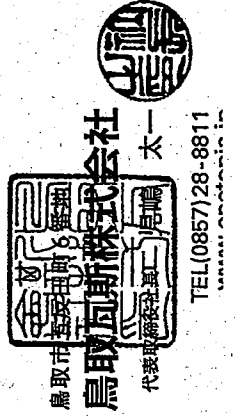
ガス料金等支払証明書

戸別番号 [REDACTED]
 お客さま番号 [REDACTED]
 お客さま名 藤 縄 喜 和 様
 住 所 鳥取県鳥取市湖山町北4丁目812
 マンションビル名等
 期 間 2022年4月～ 2023年3月

検針日	契約種別	指示数	使用量	日数	自社都合	早収料金	速収加算額	警報器リース	器具リース	各種サービス料	合計金額	うち消費税等相当額	最新入金日
2023. 3. 14	暖房契約	381.0	3.0	28		1,762	0	0	0	0	1,762	160	2023. 3. 28
2023. 2. 14	暖房契約	378.0	9.0	32		3,591	0	0	0	0	3,591	326	2023. 2. 28
2023. 1. 13	暖房契約	369.0	10.0	31		4,199	0	0	0	0	4,199	361	2023. 1. 30
2022.12.13	暖房契約	359.0	0.0	20		593	0	0	0	0	593	53	2022.12.28
2022.11.14	暖房契約	359.0	0.0	31		0	0	0	0	0	0	0	
2022.10.14	暖房契約	359.0	0.0	31		0	0	0	0	0	0	0	
2022. 9. 13	暖房契約	359.0	0.0	29		0	0	0	0	0	0	0	
2022. 8. 15	暖房契約	359.0	0.0	33		0	0	0	0	0	0	0	
2022. 7. 13	暖房契約	359.0	0.0	29		0	0	0	0	0	0	0	
2022. 6. 14	暖房契約	359.0	0.0	32		0	0	0	0	0	0	0	
2022. 5. 13	暖房契約	359.0	0.0	29		0	0	0	0	0	0	0	
2022. 4. 14 閉	暖房契約	359.0	2.0	30		1,427	0	0	0	0	1,427	129	2022. 4. 28

上記の通り、ガス料金を領収したことを証明いたします。

2023年 4月 26日



H-1

藤縄喜和様



** 領収証 **

本社 岡山県津山市材木町1328-25
鳥取店 0857-26-4110
営業時間 朝8:00から夜7:00まで
ナンバメール会員募集中!!
お得なクーポン・情報配信中!!
詳しくはポスター・HPにて

2022年 4月14日(木)16:54 #021002
0985

内10 15 ニューホワイトコピー用
紙ケース A4 500枚 ¥1,408
P4948466393532
内10 15 ニューホワイトコピー用
紙単品 A4 500枚 ¥294
P4948466393587

小計 ¥1,702
(内税対象額 ¥1,702)
(内税 10% ¥154)
買上点数 2点

合計 ¥1,702
お預り ¥2,002
(内消費税等 ¥154)
お釣り ¥300

内8は軽減税率対象商品です。

会員番号 [REDACTED]
ポイント対象額 ¥1,702
前回迄ポイント P
今回ポイント P
累計ポイント P

H-2

TRIAL

鳥取店 TEL: 0857-26-4110

店舗電話受付時間 9:00~18:00

お客様相談室 TEL: 0120-033-559
お問合せ受付時間 9:00~22:00
2022年04月16日(土)12:54 ｼﾞﾀ0046

スNo10199095 [REDACTED]
スキャンNo0004 スキャンNo9333

領収証

藤縄喜和様

¥918-

上記正に領収しました(消費税等
83円を含みます)
担当者No91000006 セミセルフ会

00298-3004

ピットインワ-N_3P(のり) ¥619
セロテープ5P ¥299
合計/ 2点 ¥918
(内10%ﾀｲﾖﾌ ¥918)
(内10% ¥83)
(税合計 ¥83)
トライアル P ¥918

プリカカード情報
会員No. XXXXXXXXXXXX [REDACTED]
承認番号 8129184184

取引前残高: ¥3,528
プリカカード: ¥918
取引後残高: ¥2,610

***** TRIAL CARD POINT *****

ポイント明細
ポイント対象 ¥835
今回獲得ポイント明細
お買上ポイント P
今回獲得ポイント合計 P
前回までの総ポイント P
取引後ポイント残高 P

会員番号 [REDACTED]

H-3

EDION エディオン

領収書兼お買上明細

■エディオンカード会員さま■
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2022年05月11日(水) 17:18
店: 00476 新鳥取本店
電話 0857-31-2611
レジ担当者:
販売担当者:
No. 00476-305-468276 POS: 305
取引種別: 持帰

テレホンFAX関連
パナソニック
KX-FAN190H
4984824752245 1 ¥1,160
プリンタ消耗品(インク)
キヤノン
BCI-381S+380S6MP リボン
4549292100068 1 ¥5,120
合計金額 ¥6,280
(10%対象 ¥6,280)
(10%対象消費税 ¥570)

ポイント領収額 ¥3,221
カード領収額 ¥3,059
現金領収額 ¥0

支払方法 藤縄喜和様
クレジットカード ¥3,059

一括

H-4

領 収 書

No. 003515

藤縄喜和様

2022年6月22日

入金 形態	現金
	小切手
	振込
	手形
相殺	

金額	百	千	円
	7	43	890

収入印紙

但 トナーカートリッジ代金として

上記正に領収致しました

創業明治38年(1905年)
笑顔を「つなぐ」
地域のベストパートナー

株式会社 金 居 商

鳥取市本町1丁目203番地4
TEL 0857-23-0321(代)
FAX 0857-23-0442



取扱者印



◎社印・扱者印の無いもの並びに金額訂正をしたものは無効です。

H-5

藤縄喜和様



** 領収証 **

本社 岡山県津山市材木町1328-25
鳥取店 0857-26-4110
営業時間 朝8:00から夜7:00まで
ナンパメール会員募集中!!
お得なクーポン・情報配信中!!
詳しくはポスター・HPにて

2022年 8月16日(火)16:01 #021001
1023

内10.08 ユニフィット深3段 C
AP ¥2,728
P4904746156983

小計 ¥2,728
(内税対象額 ¥2,728)
(内税 10% ¥248)
買上点数 1点

合計 ¥2,728
お支払い ¥5,000
(内消費税等 ¥248)
お釣り ¥2,272

内8は軽減税率対象商品です。

H-6

EDION
エディオン

領収書兼お買上明細

■エディオンカード会員さま■
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2022年09月05日(月) 14:18
店: 00476 新鳥取本店
電話 0857-31-2611
レジ担当者: [REDACTED]
販売担当者: [REDACTED]
No. 00476-304-511233 POS: 304
取引種別: 持帰

テレホンFAX関連
パナソニック
KX-FAN190W
4984824752245 1 ¥1,160
合計金額 ¥1,160
(10%対象 ¥1,160)
(10%対象消費税 ¥105)

カード領収額 ¥1,160
現金領収額 ¥0

支払方法 藤縄喜和様
クレジットカード ¥1,160

一括

H-7

TRIAL

鳥取千代水店 0857-38-8877

お客様相談室 TEL: 0120-033-559
お問い合わせ受付時間 9:00~22:00
2022年11月06日(日)13:11 1010

領収証

藤縄喜和様

¥1,395-

上記正に領収しました
(消費税等 126円を含みます)

00298-1652

賣トリアルPOS
コピー用紙A4ケース OA ¥1,395
小計/ 1点 ¥1,395
(10%内税 126円 ¥1,395)
(10%内税 ¥126)
(税合計 ¥126)
合計 ¥1,395
プリカ支払 ¥1,395
*****プリカ情報*****
会員番号 XXXXXXXXXXXX
承認番号 8129931522

取引前残高: ¥2,890
プリカ支払: ¥1,395
取引後残高: ¥1,495

*****ポイント情報*****
ポイント明細
ポイント対象 ¥1,269
今回獲得ポイント明細
お買上P P
今回獲得ポイント合計 P
前回までの総ポイント P
取引後ポイント残高 P

会員番号 [REDACTED]

携帯電話料金内訳 (令和4年度分政務活動費)

4年3月利用分 (4月請求分)

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,567 円	1/2	5,274 円
②iPhone (090-4652-6228) 6,423 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。	2,283 2,991	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,407 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,851 円
月利用分合計 18,397 円		7,125 円 H-9

4年4月利用分 (5月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,568 円	1/2	5,571
②iPhone (090-4652-6228) 7,015 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。	2,284 3,287	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,373 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,843
月利用分合計 18,956 円		7,414 円 H-10

4年5月利用分 (6月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,568 円	1/2	5,304
②iPhone (090-4652-6228) 6,481 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。	2,284 3,020	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,373 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,843
月利用分合計 18,422 円		7,147 円 H-12

携帯電話料金内訳 (令和4年度分政務活動費)

4年6月利用分 (7月請求分)

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,568 円	1/2 2,284	5,583 円
②iPhone (090-4652-6228) 7,038 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,373 円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,843 円
月利用分合計 18,979 円		7,426 円

H-13

4年7月利用分 (8月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,568 円	1/2 2,284	5,672
②iPhone (090-4652-6228) 7,217 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,426 円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,865
月利用分合計 19,211 円		7,528 円

H-15

4年8月利用分 (9月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,568 円	1/2 2,284	5,586
②iPhone (090-4652-6228) 7,044 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。		
③ネット回線料 (plala S コース) 7,384 円	1/4 *事務所費の按分率を適用	1,846
月利用分合計 18,996 円		7,432 円

H-16

携帯電話料金内訳 (令和4年度分政務活動費)

4年9月利用分 (10月請求分)

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,568 円	1/2	5,602 円
②iPhone (090-4652-6228) 7,077 円-440 円 《対象外経費》 dマガジン利用料 440 円(税込)を除く。	2,284 3,318	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,390 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,847 円
月利用分合計 19,035 円		7,449 円

H-18

4年10月利用分 (11月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,567 円	1/2	5,863
②iPhone (090-4652-6228) 7,600 円-440 円 《対象外経費》 dマガジン利用料 440 円(税込)を除く。	2,283 3,580	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,372 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,843
月利用分合計 19,539 円		7,706 円

H-19

4年11月利用分 (12月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,567 円	1/2	5,607
②iPhone (090-4652-6228) 7,089 円-440 円 《対象外経費》 dマガジン利用料 440 円(税込)を除く。	2,283 3,324	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,372 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,843
④ その他 (対象外経費) 11,000 円		
月利用分合計 30,028 円		7,450 円

H-21

携帯電話料金内訳 (令和4年度分政務活動費)

4 年12月利用分 (1月請求分)

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,567 円	1/2	5,634 円
②iPhone (090-4652-6228) 7,142 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。	2,283 3,351	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,444 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,861 円
月利用分合計 19,153 円		7,495 円 H-22

5 年1月利用分 (2月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,567 円	1/2	5,526
②iPhone (090-4652-6228) 6,926 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。	2,283 3,243	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,425 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,856
月利用分合計 18,918 円		7,372 円 H-24

5 年2月利用分 (3月請求分) の場合

	按分率	政務活動費計上額
①タブレット () 4,567 円	1/2	5,561
②iPhone (090-4652-6228) 6,996 円-440 円 《対象外経費》dマガジン利用料440円(税込)を除く。	2,283 3,278	
③ネット回線料 (plala S コース) 7,372 円	1/4 *事務所費の 按分率を適用	1,843
月利用分合計 18,935 円		7,404 円 H-25

○電話料金

H-8	2404-05-02	200	*2,200電話料
H-9	304-05-10	200	*18,397Dカート"/DCMX
H-10	1304-06-10	200	*18,956Dカート"/DCMX
H-11	2404-06-30	200	*2,200電話料
H-12	204-07-11	200	*18,422Dカート"/DCMX
H-13	1404-08-10	200	*18,979Dカート"/DCMX
H-14	304-08-31	200	*2,200電話料
H-15	704-09-12	200	*19,211Dカート"/DCMX
H-16	1704-10-11	200	*18,996Dカート"/DCMX
H-17	304-10-31	200	*2,200電話料
H-18	504-11-10	200	*19,035Dカート"/DCMX
H-19	1804-12-12	200	*19,539Dカート"/DCMX
H-20	405-01-04	200	*2,200電話料
H-21	605-01-10	200	*30,028Dカート"/DCMX
H-22	1705-02-10	200	*19,153Dカート"/DCMX
H-23	1605-02-28	200	*1,910電話料
H-24	805-03-10	200	*18,918Dカート"/DCMX
H-25	1705-04-10	200	*18,935Dカート"/DCMX